

平成28年第4回八雲町議会定例会会議録（第1号）

平成28年12月12日

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員会委員長報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 1 号 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例
議案第 2 号 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正
する条例
議案第 3 号 八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例
- 日程第 5 発議第 1 号 八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 8 号 債権の放棄について
- 日程第 7 報告第 2 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 日程第 8 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成28年度八雲町一般会計補正予算（第6号））
- 日程第 9 議案第 9 号 平成28年度八雲町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第10 議案第10号 平成28年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第11 議案第11号 平成28年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第12号 平成28年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第13 議案第13号 平成28年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第14号 平成28年度八雲町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第15 議案第15号 平成28年度八雲町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 一般質問

○出席議員（15名）

1番	佐藤智子君	2番	横田喜世志君
3番	安藤辰行君	5番	三澤公雄君
6番	掛村和男君	7番	田中裕君
8番	赤井睦美君	9番	牧野仁君
10番	大久保建一君	11番	宮本雅晴君
副議長	12番 千葉隆君	13番	岡田修明君
	14番 黒島竹満君	15番	斎藤實君
議長	16番 能登谷正人君		

○欠席議員（1名）

4番 岡島敬君

○出席説明員

町 長	岩村克詔君	副町長	伊瀬司君
副町長	植杉俊克君	総務課長	城近真君
企画振興課長 兼行財政改革推進室長	萬谷俊美君	併選挙管理委員会事務局長	吉田邦夫君
新幹線推進室長	石坂浩太郎君	情報政策室長	鈴木敏秋君
会計管理者 兼会計課長	川崎芳則君	総合病院建設企画課長	竹内友身君
保健福祉課長	三澤 聡君	財務課長	加藤貴久君
農林課参事	森 太郎君	兼収納対策室長	併農林課長
商工観光労政課長	北川正敏君	住民生活課長	併農業委員会事務局長
建設課長	佐藤隆雄君	農林課長	水産課長
公園緑地推進室長	戸田 淳君	併商工観光労政課参事	環境水道課長
落部支所長		教育長	田中了治君
学校教育課長	荻本和男君	社会教育課長	足立直人君
体育課長	浅井敏彦君	兼図書館長	郷土資料館長
学校教育課参事	本庄伯幸君	町史編さん室長	学校給食センター所長
監査委員	千田健悦君	農業委員会会長	小栗由美子君
総合病院医事課長	沢野 治君	総合病院管理課長	小林石男君
八雲消防署管理課長	高橋 朗君	消防長	成田耕治君
		八雲消防署消防課長	桜井功一君
			今村幸一君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	牧 茂樹君	住民サービス課長	井口貴光君
産業課長	田村春夫君	熊石教育事務所長	野口義人君
海洋深層水推進室長		熊石国保病院事務長	桂川芳信君
熊石消防署長	伊丸岡 徹君		

○出席事務局職員

事務局長	山田耕三君	併議会事務局次長	岡島広幸君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	吉田正樹君		
併監査委員事務局監査係			

[開会 午前10時00分]

◎ 開議・開会宣告

○議長（能登谷正人君） 定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、平成28年12月12日招集、八雲町議会第4会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。日程に入る前に議長より諸般の報告をいたします。

監査委員から9月及び10月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知は、お手元に配布のとおりであります。詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を必要に応じご覧いただきたいと存じます。

次に、議長の日程行動関係であります。11月7日から8日にかけて、群馬県において渡島町村議会議長会による行政視察が行われ、参加してまいりました。

また、9日は東京都において町村議会議長全国大会が開催され、出席してまいりました。

また、11月14日は函館市において国道277号雲石峠区間等の事業化に係る函館開発建設部との意見交換が行われ、町長及び期成会関係者と共に出席してまいりました。

また、12月9日は札幌市において、国道277号整備促進及び北海道新幹線建設促進に係る関係機関との意見交換が行われ、町長及び期成会関係者と共に出席してまいりました。

以上、概略を報告いたしましたが、詳しいことにつきましては事務局に保管してあります関係書類をご覧いただきたいと存じます。

次に、議会関係であります。10月7日に七飯町において、渡島管内市町村議会議員研修会が開催され、議員7名が参加しております。

また、10月5日は青森県三戸町議会より議員7名及び事務局2名が、議会活性化の取り組みについて視察研修するため来庁され、正副議長及び広報正副常任委員長が対応いたしました。

また、10月6日は静岡県清水町議会より議員7名が、移住事業及びふるさと納税事業について視察研修するため来庁され、議長及び関係課職員が対応いたしました。

また、11月8日は登別市議会より議員6名及び事務局1名が、北海道新幹線開業札幌延伸に係る取り組み及び八雲町活性化施設ファームメイド遊楽部における体験観光について視察研修するため来庁され、副議長及び関係課職員が対応いたしました。

次に、議会広報編集のため議会事務局職員による議場内の写真撮影を許可しておりますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 議会運営委員会委員長報告

○議長（能登谷正人君） 日程第1 議会運営委員会委員長報告。

本定例会の運営について、12月7日議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、議会運営委員会委員長から報告をしていただきます。

○13番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田委員長。

○13番（岡田修明君） おはようございます

議会運営委員会委員長としてご報告いたします。

本日をもって招集されました第4回定例会の運営について、去る12月7日議会運営委員会を開催し、協議いたしました。以下その結果をご報告いたしますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

本定例会に町長より提出されている案件は、既に配付されております議案15件、承認1件及び報告2件で、合わせて18件であります。会期中に議案3件が追加提出される予定であります。

また、議員発議による条例改正案1件が提出されております。

さらに、航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会調査報告書、議員発議による意見書案11件、議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書が提出される予定であります。

一般質問は、千葉隆議員以下9名から通告があり、発言の順序を抽選により決定しております。

以上、申し上げました内容を踏まえ検討の結果、既に配付した議事等進行予定表のとおり運営することとし、会期を12月15日までの4日間といたしました。

以上が議会運営委員会における議事運営等に関する決定事項であります。

なお、議事等進行予定表にありますとおり、会期中に全員協議会や各常任委員会等の会議も予定しておりますので、精力的に進行され、予定どおり運営されるよう議員各位及び町理事者のご協力をお願い申し上げ、報告いたします。よろしく願いいたします。

◎ 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、掛村和男君と岡田修明君を指名いたします。

◎ 日程第3 会期の決定

○議長（能登谷正人君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日より12月15日までの4日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より12月15日までの4日間と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（山田耕三君） ご報告いたします。

一般質問につきましては、千葉隆議員以下9名から通告がなされておりますが、その要旨等は既に配付しております表によりご了解願いたいと存じます。

次に、本定例会の議案等の審議に当たり議案等説明のため、あらかじめ町長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、監査委員及びそれぞれ委任または、嘱託を受けた説明員の出席を求めています。

また、事前配付しております議案書及び概要説明の一部に誤りがございましたので、机上配付の正誤表のとおり訂正をお願いしたいと思います。

次に、本日の会議に議員発議によります条例改正1件が提出されております。

また、会期中に町長より議案3件が追加提出される予定であります。

本日の会議に岡島敬議員欠席、三澤公雄議員遅刻する旨の届出がございますが、出席となっております。

以上でございます。

◎ 日程第4 議案第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第1号八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第2号八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第3号八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の3件については、関連がありますので一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） それでは、議案第1号から議案第3号まで、関連がございますので一括で説明させていただきます。

この度の改正は、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて行うものであり、特別職の期末手当、並びに一般職の給料及び勤勉手当、扶養手当について改正しようとするものであります。

概要説明の4ページをお開き願います。初めに人事院勧告に基づいた一般職員の給与に関する条例の改正内容でございますが、1点目として、勤勉手当を0.1月分引き上げようとするものであります。これにより手当の年間支給月数は、期末・勤勉手当を合わせ4.2カ月から4.3カ月となります。

2点目として、行政職と医師を除く医療職の月額給を平均0.2%改正するもので、月額400円の引き上げを基本とし、初任給については1,500円、若年層も同額程度の引き上げとなります。

3点目は扶養手当の改正で、配偶者に対する扶養手当は13,000円を平成29年度は10,000円、30年度からは6,500円と段階的に引き下げ、子に対する扶養手当は6,500円を平成29年度は8,000円、30年度からは10,000円に段階的に引き上げることとなります。

なお、月額給の改正は平成 28 年 4 月 1 日から、勤勉手当は平成 28 年 12 月 1 日から、扶養手当は平成 29 年 4 月 1 日から適用するものであります。

それでは条例改正の内容につきましてご説明をいたします。先に、5 ページの議案第 3 号八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

まず、第 1 条の八雲町一般職員の給与に関する条例の改正であります。こちらは今年度中に適用する改正内容であり、第 17 条第 2 項第 1 号は、再任用職員以外の職員の勤勉手当について 0.1 月分引き上げるもので、現行 100 分の 80 から 100 分の 90 に改正しようとするものであります。

また、同項第 2 号は、再任用の職員の勤勉手当について 0.05 カ月分引き上げるもので、100 分の 37.5 から 100 分の 42.5 に改正しようとするものであります。これは、15 ページの附則第 1 条第 2 項で、平成 28 年 12 月 1 日から適用するものと規定しております。

次に、中段の別表第 1 「行政職給料表」及び 8 ページから記載しております別表第 2 「医療職給料表イの医療職給料表 (二)」の改正は、冒頭でお話ししましたように、行政職等の月額給料表を改正しようとするものであります。これは、15 ページの附則第 1 条第 2 項で、平成 28 年 4 月 1 日から適用するものと規定しております。

なお、月額給及び勤勉手当ともに遡及適用させることとしておりますことから、附則第 2 条に改正前の給料表で支給していた給与及び勤勉手当は、改正後の内払いとみなすことを規定しております。

12 ページをお開き願います。続きまして第 2 条の八雲町一般職員の給与に関する条例の改正につきましては、来年度から適用する改正内容であり、第 9 条は扶養手当ですが、第 2 項第 2 号の子及び孫について、改正後は子を第 2 号、孫は第 3 号として分け、第 3 項で扶養手当の月額を配偶者及び孫等は 6,500 円、子を 10,000 円に改正するものであります。なお、この経過措置といたしましては、15 ページの附則第 3 条で、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、配偶者を 10,000 円、子を 8,000 円とするよう規定しております。

続きまして第 10 条は、第 9 条第 2 項で子と孫を分けたこと及び配偶者のいない場合の特例措置が廃止されたことから、文言の整理を行ったものであります。

次に 14 ページをお開き願います。第 17 条第 2 項の勤勉手当は、5 ページで改正した同じ条項をさらに改正するものであり、国家公務員に準じた勤勉手当の引き上げ分を来年度から 6 月期と 12 月期に振り分けて調整支給しようとするため改正するものであり、年間の期末・勤勉手当の支給割合に変更はございません。なお、施行期日につきましては、附則第 1 条で平成 29 年 4 月 1 日から施行するものと規定しております。

次に 1 ページに戻っていただき、議案第 1 号の八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。第 1 条の条例第 2 条第 3 項は、期末手当の規定であります。一般職との読替規定により、現行 100 分の 217.5 を 0.1 カ月分引き上げ、改正後は 100 分の 227.5 に改正するものであります。

次の第2条の条例第2条第3項は、八雲町一般職員の給与に関する条例と同様に、引き上げ分を来年度からは、6月期と12月期に振り分けて調整支給しようとするため改正するものであり、6月は100分の202.5を100分の207.5に、12月は100分の227.5を100分の222.5に改正するものであります。

また、平成17年度から削減しておりました役職加算を復元するため、100分の12を100分の15に改正するものであります。

附則といたしまして、施行期日についてですが、第2条の条例による支給割合と役職加算の復元につきましては平成29年4月1日から施行し、第1条の条例による期末手当の改正は平成28年12月1日から適用し、改正前の条例の規定に基づいて支給された12月の期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすことを規定しております。

次に、3ページの議案第2号八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案第1号と同様の改正でありますので、説明を省かせていただきます。

以上、議案第1号から議案第3号までの改正で生じる一般会計の所要額につきましては、この後の補正予算で対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上、議案第1号から議案第3号までの説明を終わらせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに議案第1号から議案第3号までを一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 発議第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第5 発議第1号八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） 発議第1号八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提出者を代表し提案説明をさせていただきます。

本件は、先ほど可決されました特別職の期末手当の改正に合わせて、議員の期末手当及び役職加算を特別職の支給率に合わせるため、既設条例の一部を改正しようとするものがあります。

現行の期末手当の支給割合は6月が2.025月分、12月が2.175月分で、年間で4.2ヵ月分となっておりますが、12月支給分を0.1月分引き上げ2.275月分とし、年間で4.3ヵ月分に改正しようとするものであります。

また、役職加算につきましても、平成17年度より12%に減額していたものを平成29年4月から15%に還元し、特別職の改正後の支給率と同様にしようとするものであります。

それでは、発議第1号の別紙をご覧願いたいと存じます。第1条の条例、第4条第2項は期末手当の規定であります。12月に支給する期末手当は、現行100分の217.5を0.1ヵ月分引き上げ、改正後は100分の227.5に改正するものでございます。

次に第2条の条例、第4条第2項は、特別職の改正内容と同様に12月に0.1ヵ月分増としたものを、来年度からは6月と12月に分けて調整支給しようとするための改正で、6月は100分の202.5を100分の207.5に、12月は100分の227.5を100分の222.5に改正するもので、年間の期末手当の支給割合に変更はございません。

附則といたしまして、施行期日についてですが、第2条の条例による支給割合の変更と役職加算の還元につきましては平成29年4月1日から施行し、第1条の条例による期末手当の改正は平成28年12月1日から適用し、改正前の条例の規定に基づいて支給された12月の期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすことを規定しております。

以上、簡単ではございますが提案説明とさせていただきます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これに討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 6 議案第 8 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 6 議案第 8 号債権の放棄についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。

○国保病院事務長（桂川芳信君） 議長、国保病院事務長。

○議長（能登谷正人君） 国保病院事務長。

○北補病院事務長（桂川芳信君） 議案第 8 号債権の放棄について、提案説明を申し上げます。議案書 32 ページであります。

本件の提案理由についてでございます。本年 8 月に行われました八雲税務署の税務調査で、熊石国保病院の当直等の短期応援医師への源泉所得税の不足を指摘されました。源泉徴収税額表の乙表の税額を適用するものを、誤った解釈により税理士等に支払う報酬の税率を適用して控除していたものであります。源泉徴収制度においては、賃金から源泉所得税を控除し翌月 10 日までに納付しなければなりません。月々の源泉所得税が不足していた場合は、納税者本人が確定申告をして適正な税額を納めていても、事業主がその不足分の源泉所得税を追加納付しなければならないということでもあります。追加納付後、本人に新たな源泉徴収票を発行し、納税者本人が修正申告を行って追加納付した源泉所得税を税務署から還付を受け、事業主に返還することになります。しかしながら、適正な確定申告を既に医師の皆さんは終えており、修正申告を依頼し返還を求めることは、理解を得ることは非常に困難な状況です。

現年分についても賃金は支払い済みで、源泉所得税は控除済みであり、病院の事務処理の誤りによる事案であるので納得出来ないとして、承諾を得ることが出来ません。無理に返還請求を行うことは今後の診療の応援業務に支障が出ると見込まれますので、事業主である八雲町が源泉所得税の不足分を税務署へ納付することに伴い発生する医師への返還を求める債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき議会の議決を求めようとするものであります。

1、放棄する債権の内容、八雲町が納付する平成 25 年 1 月から平成 28 年 8 月までの八雲町熊石国保病院短期応援医師の源泉所得税額不足額の返還を求める債権の放棄であります。2、放棄する金額、実人員 40 人分、395 万 1,813 円。3、放棄する理由、就労した医師は既に過年度分においては町が発行した給与所得の源泉徴収票により適正な確定申告を終えております。平成 28 年分においては賃金は支払い済みで、源泉所得税は控除済で事務処理が終わっております。このため、本人の承諾を得ることが困難であり、医師への返還請求については今後の診療業務に支障が出ると見込まれるためであります。

以上、提案理由でございます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 報告第2号

○議長(能登谷正人君) 日程第7 報告第2号専決処分の報告についてを議題といたします。本件は、損害賠償の額の決定についての報告をいたします。

提出者の説明を求めます。

○地域振興課長(牧 茂樹君) 議長、地域振興課長。

○議長(能登谷正人君) 地域振興課長。

○地域振興課長(牧 茂樹君) 報告第2号専決処分の報告について説明いたします。議案書123ページをお願いいたします

報告第2号専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分をしましたので、同法同条第2項の規定によりご報告をするものでございます。

内容についてご説明いたしますので、議案書124ページをご覧くださいと思います。

専決処分書、損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分をしたものでございます。

本件は、昨年平成28年度より、熊石地域町営住宅使用料の過誤徴収に係る返還を行っておりますが、返還に際しましては還付加算金を付して支払いをしているところでございます。この還付加算金につきましては、税法上、課税所得と認定される所得であり、所得が増えた事により示談の相手方がこの度の平成28年度臨時福祉給付金及び臨時福祉給付金経済対策分の給付対象から除外されることとなる損害を与え、その損害を賠償するために、本人との話し合いをし、話し合いにより11月18日示談が成立したことから、早い解決が望ましいと判断し、示談日をもって地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、ご報告申し上げるものでございます。損害賠償の額は臨時福祉給付3000円。臨時福祉給付金経済対策分1万5,000円、合計1万8,000円で、損害賠償の相手方は八雲町熊石折戸町461番地22に在住の目谷秀男氏であります。なお、賠償金の予算につきましては、本議会の議案第9号により審議をお願いするものでございます。

以上、報告第2号専決処分の報告についての説明といたします。よろしく願います。

○議長(能登谷正人君) 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって本件については報告済みといたします。

◎ 日程第 8 承認第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 8 承認第 1 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件は、平成 28 年度八雲町一般会計補正予算（第 6 号）を専決処分したことに対する承認でございます。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 承認第 1 号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。議案書 413 ページからご覧願います。

本件は地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 28 年度八雲町一般会計補正予算（第 6 号）について、平成 28 年 11 月 15 日に専決処分をしましたので、同条第 3 項の規定により承認を求めるものであります。

本補正予算は、8 月 30 日の台風 10 号により被災したホタテ養殖施設の災害廃棄物の処理にかかる経費の追加であります。今災害における廃棄物処理に係る国・道の支援方法の決定を受け、その作業の円滑化、効率化を検討したところ、今冬季の降雪前に完了させることが肝要であることから、それら事務の執行に係る予算の確保について急を要したことから、平成 28 年 11 月 15 日付で専決処分したものであり、ご理解を賜りたいと思います。

それでは、平成 28 年度八雲町一般会計補正予算（第 6 号）について説明します。議案書 115 ページであります。この度の補正は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 958 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 132 億 9,236 万 2,000 円にしたものであります。

それでは事項別明細書により歳出から説明します。議案書 119 ページ下段であります。6 款農林水産業費、3 項水産業費、1 目水産業総務費 958 万 2,000 円の追加であります。被災したホタテ養殖施設の海上までの引き上げ作業については各漁業協同組合が実施したところでありますが、その経費について北海道の地域づくり総合交付金の活用が認められたことから、19 節負担金補助及び交付金に災害廃棄物処理事業補助金を計上するものであります。ただし、北海道の考え方として被災したすべての漁業協同組合に対し支援しようとすることから、八雲町漁業協同組合が代表となり、落部漁業協同組合のみならず、森町漁業協同組合とともに渡島噴火湾中部ホタテ養殖漁業振興協議会を設立し、各漁業協同組合の負担した経費を合わせ、八雲町が北海道へ申請することとなったところであり、八雲町漁業協同組合分 777 万 2,000 円、落部漁業協同組合分 492 万円、森町漁業協同組合分 51 万円の合計 1,320 万 2,000 円の事業費に対し、道の補助金 2 分の 1 相当が交付されるもの

であり、660万円の計上であります。引き上げ後のホタテ養殖施設災害廃棄物の処理については、事業主体が市町村の場合、環境省の補助事業を活用できることから町が実施することとしたものであり、その必要経費を計上するものであります。

災害廃棄物の量は、八雲町漁業協同組合分が140トン、落部漁業協同組合分が60トンと見込んだところでありますが、八雲町漁業協同組合分については、さらなる分別作業が必要であり、その作業期間及び分別後の処理量を勘案した結果、組合自らが処理することとなったことから、予算は落部漁業協同組合分となり、12節役務費に処理場までの運搬料80万4,000円、処理場での処分料217万8,000円の補正であります。以上、補正する歳出の合計は958万2,000円の追加であります。

続いて歳入であります。同じく119ページ上段であります。10款1項1目地方交付税49万1,000円の追加は、歳出に対応した特別交付税であります。15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費補助金、3節水産業費補助金809万1,000円の追加は災害廃棄物処理事業補助金で、ホタテ養殖施設災害廃棄物の処理について海上にまで引き上げるための作業経費の2分の1相当額について、道の地域づくり総合交付金が交付され660万円、処理場までの運搬処理料に対し環境省の補助事業が対象となり、その2分の1相当額149万1,000円の計上であります。18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金100万円の追加は、本ホタテ養殖施設災害廃棄物の処理に要する財源の一部について、財政調整基金からの繰り入れにより歳出に対応したものであります。

以上、補正する歳入の合計は歳出と同額の958万2,000円の追加であります。

これで承認第1号平成28年度八雲町一般会計補正予算（第6号）に係る専決処分の承認を求めることについての説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程第9 議案第9号

○議長（能登谷正人君） 日程第9 議案第9号平成28年度八雲町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第9号平成28年度八雲町一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。

議案書33ページであります。この度の補正は、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正であります。歳入歳出予算の補正は歳入歳出それぞれに12億4,777万円を追加し、歳入歳出予算の総額を145億4,013万2,000円にしようとするものであり、ふるさと応援寄付金奨励事業の他、20の事業及び経費の追加の補正であります。

それでは事項別明細書により歳出から説明いたします。議案書45ページであります。1款1項1目議会費36万9,000円の追加は、ただいま発議第1号により議決されたところでありますが、議員の期末手当であり、議案第1号町長の給与条例の改正に準じ制度改正する際に要する追加額の計上であります。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費6,584万9,000円の追加は、先月以降各市町村で問題化している公共施設の煙突内の断熱材に含まれるアスベストの剥離等による飛散の恐れに対し、その検査等の経費84万9,000円及び公共施設整備基金積立金6,500万円であります。アスベストの調査に関しては、煙突内から空中への飛散の有無に係る粉じん濃度測定及び煙突内の剥離状況については、国から職員が実施する場合の目視調査に係るマニュアルが示されているものの、煙突内に堆積する固形物、いわゆる煤などに含まれているか否かの含有検査を専門業者へ委託するものであります。なお、この対応については急を要したことから、既に11月21日に委託発注したものでありますが、その経費については本補正予算において追加する事態となったことについて、ご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。本財産管理費、13節委託料84万9,000円の追加は、教育委員会所管以外の施設分、役場本庁舎、熊石総合支所、熊石総合センター、熊石保育園の4施設に係る経費の計上であります。次に25節積立金6,500万円の追加は、後に説明いたします給与条例の改正に合わせ行った人件費予算の整理により圧縮となった予算額相当について、公共施設管理計画策定で判明した後年度の多額の資産更新必要額に資するため積み立てを行おうとするものであります。12目地域振興対策費11億3,116万5,000円の追加は、ふるさと応援寄付金奨励事業の追加であります。ふるさと応援寄附金は10月末現在、町外から1万8,274件、1億9,799万4,000円。昨年の約3.7倍の実績で、昨年の年末の状況及び現在用意できる返戻品の数量等から推測するに、現行予算を大幅に上回る10億1,573万6,000円相当に達すると見込まれることから、8節報償費から13節委託料まで増加に対応する記念品及び事務経費の追加、25節積立金に6億4,703万6,000円の追加をしようとするものであります。なお積立金には町内の方1件、20万円を含めた計上となっております。

3款民生費、1項社会福祉費、3目高齢者福祉費930万6,000円の減額は、介護保険事業特別会計への繰出金であり、事業経費の追加及び給与条例の改正に合わせて行った人件

費予算の整理によるもので、内容につきましては当該特別会計の補正予算議案で説明いたします。8目臨時福祉給付金給付事業費 6,179万9,000円の追加は、26年4月の消費税率8%の引き上げ後、国が実施してきました低所得者の方に与える負担の軽減施策である臨時福祉給付金事業で、消費税率10%の改正を2年6ヶ月延期決定したことに伴い、その延期期間に相当する給付を行おうとするもので、その給付金及びその事務費の計上であります。給付対象者、給付額は市町村民税が課税されていない方で、給付対象者一人につき1万5,000円で3,732人が見込まれるものであります。3節職員手当から議案書47ページ13節委託料までは給付事務にかかわる事務費の計上であり、19節負担金補助及び交付金に給付金として5,598万円を計上するものであります。なお、実際の給付事務は、来年3月に対象者への申請案内を行い4月以降給付する計画から、4月以降の支出予定額について繰越明許費の設定を行おうとするものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、9目簡易水道事業費、7万8,000円の追加は、熊石地域簡易水道事業特別会計への繰出金であり、内容につきましては当該特別会計の補正予算議案で説明いたします。10目国民健康保険事業費532万7,000円の追加は、国民健康保険事業特別会計への繰出金であり、事業経費の追加及び給与条例の改正に合わせて行った人件費予算の整理によるもので、内容につきましては当該特別会計の補正予算議案で説明いたします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費766万1,000円の追加は、担い手確保・経営強化支援事業補助金653万6,000円、青年収納給付金交付金112万5,000円であります。担い手確保・経営強化支援事業は国の2次補正による事業で、各地域の人・農地プランに基づき、経営の発展、改善を目的に農業機械等を取得する場合、取得費の2分の1を上限に補助されるもので、この度餅米の品質向上、作業効率の向上、それが高品質野菜の生産に資することを目的とした事業1件が国に認められたことから、機械購入経費の2分の1相当額653万6,000円の計上であります。青年就農給付金交付金は、国の「青年の新規就農倍増プロジェクト」に基づく政策で、経営開始型として年150万円、夫婦での就業の場合は年225万円を最長5年間給付するもので、本年新たに就農した新規就農夫婦1組に対し、半期分112万5,000円の交付がこの程認められたことから計上するものであります。6目農地費248万円の追加は、北海道が事業主体である熊石地域の農村地域防災減災事業が、国の2次補正により平成29年度へ繰越施工する事業費が追加されたことによるもので、その事業負担金は320万円で、当初予算の事業費負担金の圧縮分72万も合わせ、248万円の計上であります。8目農業集落排水事業費56万5,000円の追加は、農業集落排水事業特別会計への繰出金で、内容につきましては当該特別会計の補正予算議案で説明いたします。

議案書の49ページになります。8款土木費、4項都市計画費、5目下水道事業費130万7,000円の追加は下水道事業特別会計への繰出金であり、内容につきましては当該特別会計の補正予算議案で説明いたします。8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費2,269万9,000円の追加は公営住宅等長寿命化計画に基づく事業費で、国がこの計画への平成28年度分補

助金予算についてこのほど調整し、国の予算上の理由から平成 29 年度へ先送りした事業に追加配当したもので、八雲町においても 4 事業が認められたものであります。内訳は八雲地域において平成 30 年度解体予定の出雲町 C 団地の解体に係る実施設計費 510 万 9,000 円、熊石地域において折戸団地 3 棟の住宅改修事業 2,864 万 2,000 円であり、改修事業については全額を平成 29 年度に繰り越しし、施工しようとするものであります。なお、補正する予算は当初予算に計上した住宅改修事業、建設事業の執行残の圧縮を含め計上したものであります。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費 231 万 4,000 円の追加は、2 款総務費での説明と同じく、教育委員会所管の施設の煙突内の断熱材に含まれるアスベストに係わる粉じん濃度測定含有検査であり、給食センター 2 ヶ所、小中学校 7 施設の他、計 12 施設に係る専門検査業者への委託経費の計上であります。10 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費 108 万円の追加は浜松小学校保健室給湯器設置工事で、特別支援学級の 1 年生児童が排泄に支障があり、衣服を汚す場合があることから保健室内にシャワー設備を設置し、衛生環境の整備を図ろうとするものであります。2 目教育振興費 86 万 4,000 円の追加及び次の 3 項中学校費、2 目教育振興費 32 万 4,000 円の追加は、熊石地域の学校統合後の新設校に銅像の設置及び校歌板の設置を行おうとするものであります。これは、新設校の校歌の作成を観光大使であり熊石出身の伊吹吾郎氏に依頼し、その謝礼として 100 万円を用意していたところでありましたが、同氏からその謝礼の受け取りの辞退、当該分を新しい学校に役立ててほしいとの申し出があり、同氏との協議の結果、8 月の台風 10 号により倒壊した雲石小学校の二宮金次郎像の復元及び新設小学校・中学校の体育館に掲げる校歌板の作成に充てることで合意したことによるものであります。これら経緯から新設校の開校に間に合うよう、このほど追加補正しようとするものであります。

議案書 51 ページになります。13 款諸支出金、1 項諸費、2 目還付金及び返納金 140 万 7,000 円の追加は、昨年対応した熊石地域町営住宅の使用料の過誤納還付に係る本年度の追加及びそれによる利益に対する賠償金、また平成 23 年の東日本大震災に係る震災復興特別交付税の返還金であります。はじめに 22 節補償補填及び賠償金の町営住宅使用料還付加算金に伴う不利益賠償金 1 万 8,000 円は、先の報告第 2 号で説明したとおりでございます。23 節償還金利子及び割引料のうち、町営住宅使用料過年度過誤納還付金 11 万 2,000 円及び町営住宅使用料還付加算金 2 万 6,000 円は、昨年対応しました熊石地域の町営住宅使用料の過誤納還付等であり、昨年予算計上したものの相手方から回答もなく、還付できなかった 1 件について、この程請求がありましたので計上しようとするものであります。震災復興特別交付税返還金については、東日本大震災に係る施設の復旧費、税の収入の減少分などについて、国から特別交付税として補填されていたところでありましたが、震災後 5 年を経過し、対象となった事業実績とこれまでの交付額の累計の差額を清算することとなり、八雲町においては被災を受けたホタテ養殖施設の災害廃棄物の処理事業において乖離があったことなどから過大交付の実態であり、その差額分の返還が生じたところであります。

14 款 1 項職員費、1 目職員給与費 1,957 万 7,000 円の減額及び 3 目諸費 2,863 万 5,000

円の減額は、先に議決いただいた議案第1号から第3号における町長他特別職及び一般職員の給与条例の改正による給与改定、また平成28年第1回定例会における給与条例改正の反映並びに職員の人事異動等による会計間異動等、決算見込みを勘案した職員費の整理であり、節説明欄の記載のとおりでございます。

以上、補正する歳出の合計は12億4,777万円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書41ページとなります。14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金570万2,000円の追加は国民健康保険基盤安定負担金で、当該負担金の確定に伴う追加計上であります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金6,179万9,000円の追加は、歳出で説明いたしました臨時福祉給付金事業に係る国の補助金で、節説明欄のとおりで歳出と同額であります。6目土木費国庫補助金439万2,000円の追加は、歳出で説明しました町営住宅改修事業などに係る国の交付金で、当初予算に計上した住宅改修事業及び建設事業に係る交付金の整理も含め計上するものであります。15款道支出金、1項道負担金、2目衛生費道負担金387万4,000円の追加は国民健康保険基盤安定負担金で、国庫負担金と同様に当該負担金の確定に伴う追加計上であります。15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金766万1,000円の追加は、歳出で説明しました青年就農給付金交付金に関わる個別所得補償経営安定推進事業補助金112万5,000円、担い手確保経営強化支援事業補助金653万6,000円であり、歳出と同額であります。17款1項寄附金的、2目ふるさと応援寄付金6億4,703万6,000円の追加は、歳出で説明しましたふるさと応援寄附金の増加見込み額であります。3目教育費寄附金100万円の追加は、歳出で説明しました伊吹吾郎氏からの熊石地域統合新設校校歌作成謝金返納金であります。

議案書43ページになります。18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金4億8,200万円の追加は、ふるさと応援寄付金奨励事業の予算の追加における事務代行業務委託料、返品代及び返品、その他申請書等の運搬料の相当額を財政調整基金から繰り入れ、ふるさと応援寄附金による効果額の年度間調整を行おうとするものであります。19款1項1目繰越金3,210万6,000円の追加は前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。21款1項町債、2目農林水産業債220万円の追加は、歳出で説明しました熊石地域の農村地域防災減災事業に対応するものであります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の12億4,777万円の追加であります。

次に、繰越明許費の補正であります。議案書37ページになります。第2表繰越明許費の追加は、3款1項社会福祉費臨時福祉給付金給付事業6,117万円で、歳出で追加した予算のうち、平成29年度において支出見込みの事業費分。6款農林水産業費、1項農業費農村地域防災減災事業320万円で、歳出で説明しました国の二次補正で認められた事業費全額を平成29年度へ繰り越すため、その負担金分。8款土木費、5項住宅費町営住宅外壁等改修事業2,864万2,000円で、歳出で説明をしたとおり国から追加で認められた折戸団地3棟の外壁等改修工事の全額の以上3件であります。

次に、地方債の補正であります。議案書38ページであります。第3表地方債の補正は変

更であり、農村地域防災減災事業で 170 万円を 390 万円とし、地方債の総額を 13 億 9,490 万円から 13 億 9,710 万円としようとするものであります。

以上で議案第 9 号平成 28 年度八雲町一般会計補正予算（第 7 号）の説明といたします。よろしくをお願いします。

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 06 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 議案書 37 ページの繰越明許費のところが適当かと思うんですけども、3 款の民生費、1 項社会福祉費の臨時福祉給付金給付事業についてですけども。これは国の施策なんですけれども、先ほど説明されたように支給が 4 月になるということですね。で、これ国からの来る予算というものがあからなのかわかりませんが、前倒して年度内に支給することは出来ないのでしょうか。なぜ年度内に支給出来ないのでしょうか。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） 議員おっしゃるとおりですね、国の方では第 2 次補正予算で予算をつけてございます。うちの町といたしましてはですね、今現在行っている臨時福祉給付金の支払い業務がですね、だいたい 2 月末ぐらいで完了すると見込んでございまして、先ほど財務課長の説明があったようにですね、3 月からこの経済対策分の申請受付というスケジュールでいきたいと思っております、申請受付を 3 月にしますとその支給については 4 月に入ってからのことになりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 事務的な関係もあるということを理解しましたけれども、町民からは他所の自治体ではもう支給が始まっているですとか、年度内に支給があるということを知っている方がおまして、何で八雲町はそんなに遅いんだという、なんですぐ支給出来ないんだという、そういう苦情めいた話も聞いておりますので、何とかですね前倒して支給できないものかなと思いますけれども。再度ご説明をお願いいたします。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） そうですね、管内的に見ますとですね、函館市が 1 月の

中旬から受付と。北斗は2月、森町は3月ということで各自治体、鹿部も3月からということで、各自治体それぞれ事務スケジュール等ございまして、こういった日程を組んでると思います。

当町といたしましてもですね、今申し上げました3月上旬の受付開始ということでスケジュールを組んでまいりたいと思いますので、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 今の答弁でね、2月いっぱいまでかかる何の仕事と言ったかな、その仕事をやりながら受付開始していれば早くなりませんか。受付期間がやっぱりある程度いるし、だからそれ全部を受け付けてから、その支給の仕事になるっていうような答弁だったと思うんですけど。2月のやっている仕事をやっている期間中に受付をやるんですよ。そうすると支給額がその分早くなると思うんですけど。出来ませんか。1つの仕事しか出来ないんですか。

○議長（能登谷正人君） 休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時24分

○議長（能登谷正人君） 再開いたします。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） ただいま行っております障害遺族年金の臨時福祉給付金と平成28年度の臨時給付金です、この支給受付、申請の受付というのが1月の24日までということで設定しております、その申請に基づいた支給というのがやっぱり2月末ぐらいまでかかっちゃうものですから、同じ時期に重なるとですね、申請される方の混同と言いますか、分かりづらいという部分だとか、あと電算のシステムの方もですね、今の臨時福祉給付金の事務が終わってからの乗換えということになっておまして。そういった面からもですね、スケジュール的にはちょっとずれ込むというような内容でございまして。ただ函館市・北斗市についてはですね、28年度の臨時福祉給付金の支給事務自体がですね、当町より早めに終わっているものですから、1月中旬から、または2月の中旬からの受付というような流れになっております。そういったことからですね、ただいま申しましたように、うちの場合は3月からの受付でいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 函館市等よその自治体でやっている事例も鑑みての答弁だった訳

ですけれども。もっと他にですね、仕事を工夫してやってる部分で、早期で支給できるところをですね、そこをさらに研究してですね、やってもらいたいなど。ここでは僕ちょっと今、佐藤さんの質疑を聞いた上での自分の中の質問なので、自分自身の研究は足りないんですけども。もう少しこう他所の自治体にもいいところは習ってやれる部分があるんじゃないかなと推測しているわけですけども。ぜひもう少し工夫して利用者の便宜を図ってもらいたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 他に。

○13 番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） 今の議論は、いかに通常業務の簡素化を行うかという部分が大事になってくると思いますので、普段の部分の業務の簡素化は民間出身の町長としてこれからも力を入れて頑張っていたきたいというふうに思います。それと 45 ページ、2 款総務費の 12 項地域振興対策費、この部分のふるさと応援寄附金についてなんですけれども。本当に平成 20 年に始まって、最初 10 件台が何年も続いて、平成 26 年からは 4,000 件、去年は 3 万 2,000 件と本当に大きい事業になってまいりました。これはもう大変喜ばしいことで、今回も補正でここまで事業量の増をするということで嬉しく思っているところでございます。そこでですね、今の委託料の部分なんですけれども、いったい総額の部分でこれで幾らになるのかなという部分と、A コース・B コースによって委託先 2 つあったと思うんですけども、その辺の割合は今のところどのようになっているのか、まずお伺いしたいというふうに思います。

○企画振興課長（萬谷俊美君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画振興課長（萬谷俊美君） ただいまのふるさと納税のご質問でございますけれども。

1 点目のですね、委託料の額が総額で幾らになるかというご質問でございますが、今回の補正を入れまして 1 億 2,831 万 8,000 円になるものでございます。

次に A コースと B コースの割合でございますけれども、補正額の 10 億 1,500 万円で見ますとですね、A コースの町直営分の額が 3 億 1,000 万ほどを見込んでおりますので、全体から見ますと、すみません、3,180 万ほど見込んでおりますので、割合からいくと 4 % 程度ということで、さとふるの寄附金額が非常に多いという状況になってございます。

○13 番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） 96% が、さとふるさんで納付されている。ということは、お客様のニーズとしてはネットを通じて見て、比較検討しているのが一番多いということですよ。で、総額で 1 億 2,000 万というのはもう、結構な額になってきましたね。まさか当初こんなになるとは思ってなかったですし、恐らく今年度終了後には先ほどのご説明にもあったとおり、かなりの額になるというふうに思っています。で、また昨年度の事業ないし今年度の 28 年度ベースの事業でも、かなりの様々な事業で充当率 100% のものから半分ぐ

らいのものまでいろいろあるわけですが、行って、八雲町の財政を支えている1つの大きなものになってきたなというふうに思っています。で、96%がさとふるさんということ、そのサイトが見やすいからということなんですかね。その辺がちょっと僕よく分からないところなんですよ。

八雲町で新たな企業を呼び込むだとか、いろいろな部分のお話、町長も頑張ってやっていますけれども、ここまででっかい事業になってきたのであれば、何かしら自分たちで1億2,000万円もあったら出来る可能性というのはあるのかな。どうなのかわちょっと分からないので、その辺の所感をもう一度お伺いしたいと思います。

それと、さとふるさんとはどのような契約になっているのでしょうか。数年単位での契約になっているのか、年度年度の契約になっているのか、契約内容の方を少し教えていただきたいなというふうに思います。

○企画振興課長（萬谷俊美君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画振興課長（萬谷俊美君） まず、さとふると町直営のですね、なぜそのさとふるの方がそんなに多くなったかというご質問でございますけれども。まず品数で申し上げますと、Aコースの方が20品目程度、それから、さとふるが40品目程度というふうになってございます。まず一番大きいのはですね、人気の蟹がまず北海道産ということで非常に人気があって、事業者も数を用意出来ているということで、その部分の寄附金が伸びているというのは間違いございません。それとAコースの直営の部分は町内業者のですね、小さい製造業社の詰め合わせをしているのがメインでございまして、製造の個数に限度がございまして。それでサイト上はですね、限度個数を20個なり30個なりということで、その月の個数限定をさせていただきます。

さとふるの方の事業者は単独事業者がほとんどでございまして、数も多く製造しているところが多くて、個数限定もそれほどされていないという事情もありまして、大きく差がついていると。先ほども言いましたように、水産加工品の蟹が第1人気ということもございまして、それが全体のですね約5割を占めている状況でございまして。それと今年は日本ハムのギフトの、ハムの詰め合わせをギフト用の時期に出していただいたというのもございまして。こちらもお歳暮の時期ということもございまして、非常に高い人気を誇っております。そういった部分もありまして、寄附額が伸びているという状況でございまして。

それと2点目の契約の内容でございましてけれども。契約は単年度契約ではございまして、毎年自動継続という形をとっておりますので、双方申し出がない限り毎年更新して委託をしていくという内容になっています。

それと、委託の手数料は12%ということで、寄附金の12%、1万円の寄附に対して1,200円プラス消費税の手数料をお支払いするという形になってございます。さとふるさんは、12%の手数料という部分考えた場合に、総額が大きくなったから高いとか安いとかではございまして、今回このような大きく伸びをしている理由の1つにですね、さとふる

さんが全国 130 ほどの自治体と契約を結んでやっておりますが、時期、時期にコマーシャルを出していただいております。で、コマーシャルが出ると寄附金が伸びるということで、顕著に現れてございます。そういった意味で、サイトのPR、ソフトバンクの関連企業ということもございまして、あらゆるサイトで広告を打ったりしていただいているという、そういう宣伝費も入っての委託料ということです。また、その事業者との契約についても、民間同士の繋がりや期限の重視だとか、そういったものも十分に対応していただいていますし、クレームについてもさとふるさんの方で寄附者からのクレームに対応しているということで、我々としては 12%の手数料が高いか安いかなという部分については、それなりの業務をしていただいて、PRもしていただいておりますので、それなりの価値のある委託料というふうに思っているところでございます。

○13 番（岡田修明君） 町長の所感は違うような感じでしたので、喋っていただきたいです。ずっと頭をこうやっていたので、大事なところは喋っていただかないと。一番営業マンとしてやっているんですから。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 岡田議員の質問にお答えいたしますけれども、町としましてですね、今さとふるさんと、ふるさとチョイスの2本立てでやっていますけれども、先ほど課長言っているとおりソフトバンクが親会社でありますので、メディア攻撃だとかPRもですね、もう今回は赤字を打ってですね、さとふるさんの話であったら、全国的PRを展開したと。で、そのことによって納税する人達はそのサイトを見て注文をしているということで。今、岡田議員からですね、手数料だとかが1億 2,000 万もいっているということでありますけれども、このふるさと納税というのは国の方針でありますので、平成 20 年度から始まっていますけれども、いつ終わるかというのは我々も分かりませんので。大変これは難しい問題で、投資をしたら来年やめちゃったということもあり得るこのふるさと納税でありますので、事業者の方にも大変気を配りながらですね、これで設備投資してしまうと大変なことになりますし、また、これを役場職員でやるとなるとですね、また膨大な人件費もかかってくるということでありますので、様子を見ながら今進めているということでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○13 番（岡田修明君） あとは同僚議員の一般質問に任ますので。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○7 番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7 番（田中 裕君） 今回繰越明許費で、農村地域防災減災事業が 320 万、今年度の事業でやるものが伸びたと。道の施策等々で事情等があったと思うんですけれども。

そこで、町長にちょっとお伺いしたいんですけれども、折戸地区のあそこの一角というのは、旧熊石町において農業水田等が非常に、あそこの場所より無いものですから、そこで、しばらくあの辺の電源交付金も入っているその議論はよっこしておいて、あの辺の事

業計画というのは、単発で 300 万とか 500 万とかっていうことでなくして、あそこ一帯の振興整備計画というのを、町長もうそろそろやっておく必要は私はある時期だと思うんですけども。町長も折戸地区にもかなり足げに通っているんで、事情もよくお分かりだと思うんですけども、あの辺大きい相沼内川もあるものですから、ちょっと大雨が降るとあちこち傷んでるというのが現状です。あの辺の一体の整備計画というのが良いのかどうかは別にしてですね、私は凶るべきだと思うんですけども。この予算がどうのこうのという議論で無くして、町長、その辺どのようにしてお考えをお持ちかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 田中議員からですね、折戸地域の農業の振興についてということの質問だと思います。私はやはり、この折戸地域ばかりじゃなくしてですね、熊石全体の農業を活性化しなければならないだろうと思っています。今ですね、八雲なんかもいろんな話がありますけれども、この熊石地域でですね、農業のための政策をこれから打っていくということを、産業課を通じながらこれから推し進めようと思っていますので。これから皆さんの意見をいただきながらやってまいりたいと思いますので、ご理解お願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 10 議案第 10 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 10 議案第 10 号平成 28 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） それでは議案第 10 号平成 28 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

議案書 56 ページをお願いいたします。この度の補正は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,117 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 32 億 7,129 万 5,000 円にしようとするものであります。

それでは事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。議案書 63 ページをお願いいたします。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 744 万 4,000 円の減額は、人事異動による会計間異動及び人事院勧告による給与改定並びに今後の支出状況を勘案し、職員給の既定予算を減額しようとするものであります。2 節給料は 353 万 3,000 円の減額。3 節職員手当等は 147 万 4,000 円の減額。4 節共済費は 243 万 7,000 円の減額で、内訳につきましては節説明欄記載のとおりでございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、2 目退職被保険者等療養給付費 963 万 4,000 円の追加は、一人当たり医療費の増加等により既定予算に不足が生じるため増額しようとするものでございます。

4 款 1 項前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者納付金 2,000 円の追加は、納付金算定に用いる係数の改正によりまして既定予算に不足が生じるため増額しようとするものでございます。

7 款 1 項 1 目介護納付金 795 万 3,000 円の減額は、精算により平成 28 年度納付額が確定したため減額しようとするものでございます。

10 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金 1,693 万 9,000 円の追加は、節説明欄記載の国庫負担金等の平成 27 年分が確定したため、その精算による返還金でございます。

次に、歳入でございますが 61 ページにお戻り願います。3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金 254 万 5,000 円の減額及び 2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金 71 万 5,000 円の減額は、歳出で申し上げました介護納付金の減額によるものでございます。4 款 1 項 1 目療養給付費等交付金 963 万 4,000 円の追加は、退職被保険者等療養給付費に対する交付金でございます。6 款道支出金、2 項道補助金、1 目財政調整交付金 71 万 5,000 円の減額は 3 款と同様、介護納付金の減額によるものでございます。8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 532 万 7,000 円の追加は、記載の各節に係る繰入金であります。1 節保険基盤安定繰入金軽減分 136 万 5,000 円の増額及び 2 節保険基盤安定繰入金支援分 1,140 万 6,000 円の追加は、対象者数及び賦課額の確定による増額で、3 節職員給与費等繰入金 744 万 4,000 円の減額は、歳出で申し上げました職員給の減額に対応するものでございます。9 款 1 項 1 目繰越金 19 万 2,000 円の追加は前年度繰越金で、歳出に対応しようとするものであります。

以上、議案第 10 号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 11 議案第 11 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 11 議案第 11 号平成 28 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長(三澤 聡君) 議長、保健福祉課長。

○議長(能登谷正人君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(三澤 聡君) 議案第 11 号平成 28 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)についてご説明申し上げます。

議案書 68 ページでございます。この度の補正は 4 月の人事異動及び議案第 3 号の一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員給与費の補正並びに介護サービス等の利用の増加等により既定予算に不足が見込まれるための補正で、介護保険事業特別会計歳入歳出予算の保険事業勘定総額から歳入歳出それぞれ 796 万 9,000 円を減額し、サービス事業勘定総額から歳入歳出それぞれ 111 万円を減額し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を 16 億 4,289 万 5,000 円とし、サービス事業勘定の総額を 1 億 1,695 万 9,000 円にしようとするものであり、また債務負担行為の補正は、二次予防事業熊石地域給食サービス業務委託料及び任意事業熊石地域給食サービス業務委託料並びにデイサービスセンター運営事業委託料でございます。

それでは最初に保険事業勘定について、事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。議案書 79 ページをご覧ください。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 822 万 8,000 円の減額は、人事異動及び人事院勧告に伴う 4 人分の職員給与費の補正で、2 節給料で 385 万 8,000 円、3 節職員手当等で 218 万 8,000 円、4 節共済費で 218 万 2,000 円を減額補正しようとするものでございます。

2 款保険給付費、6 項特定入所者介護サービス等費、2 目特定入所者介護予防サービス費 25 万 9,000 円の追加は、給付見込みが当初見込み額を上回り既定予算に不足が生じることが見込まれることから増額補正しようとするものでございます。

これに対応する歳入についてご説明申し上げます。

議案書 77 ページをごらん願います。4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金 5 万 1,000 円の追加は、歳出でご説明いたしました介護給付費にかかる国の負担金

で、追加分給付費の 20%相当額の計上でございます。2 項国庫補助金、1 目調整交付金 2 万 1,000 円の追加は国の調整交付金で、追加分給付費の 8.2%相当額の計上でございます。5 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金 7 万 2,000 円の追加は 2 号被保険者にかかる負担金で、追加分給付費の 28%相当額の計上でございます。6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金 3 万 2,000 円の追加は道の負担金で、追加分給付費の 12.5%相当額の計上でございます。8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金 3 万 2,000 円の追加は、町が負担すべき一般会計からの繰入金で追加分給付費の 12.5%相当額の計上でございます。4 目その他一般会計繰入金、1 節職員給与費等繰入金は、人事異動及び人事院勧告に伴う職員給与費の減額により 822 万 8,000 円を減額しようとするものでございます。9 款 1 項 1 目繰越金 5 万 1,000 円の追加は、介護給付費等の不足が見込まれることによる追加分給付費に係る分を、前年度繰越金により歳出に対応しようとするものでございます。

以上、保険事業勘定の説明とさせていただきます。

続きましてサービス事業勘定について、事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。議案書 83 ページをご覧ください。1 款サービス事業費、1 項住宅サービス事業費、1 目住宅介護サービス事業費 133 万 6,000 円の追加は、人事異動及び人事院勧告に伴う 1 人分の職員給与費の補正で、2 節給料で 82 万 2,000 円、3 節職員手当等で 17 万 3,000 円、4 節共済費で 34 万 1,000 円を増額補正しようとするものでございます。2 項住宅介護支援事業費、1 目住宅介護支援事業費 260 万 9,000 円の減額は、人事異動及び人事院勧告に伴う一人分の職員給与費の補正で、2 節給料で 89 万 2,000 円、3 節職員手当等で 104 万 6,000 円、4 節共済費で 67 万 1,000 円を減額補正しようとするものでございます。2 目介護予防支援事業費 16 万 3,000 円の追加は、介護予防サービス計画の業務委託件数が当初見込みを上回り、既定予算に不足が生じることが見込まれることから増額補正しようとするものでございます。

これに対応する歳入についてご説明申し上げます。議案書 81 ページをご覧ください。2 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金は、111 万円の減額により歳出に対応しようとするものでございます。

続きまして債務負担行為の補正でございます。議案書 72 ページにお戻り願います。2 表債務負担行為の補正は、平成 29 年度への事業継続に向けて業務委託及び指定管理に係る準備期間を確保する必要があること、また業務の性格から複数年度契約により委託料を支出することが見込まれることから債務負担行為を設定しようとするものでございます。初めに保険事業勘定で、二次予防事業熊石地域給食サービス業務委託料及び任意事業熊石地域給食サービス業務委託料でございます。給食サービス業務については、現在熊石敬愛会に委託を行い、特別養護老人ホーム熊石荘で調理を行っております。熊石荘は本年度から改築工事に着手しており、来年度の新施設完成後は入所者以外の給食調理が出来ないことから、平成 29 年度以降の給食調理については熊石地域の民間業者を複数指名して、その指名した業者からの公募により委託することとし、今年度は事務手続を、また平成 29 年度から

平成 32 年度までを業務委託期間とすることを予定しております。このことから、債務負担行為の期間を平成 28 年度から平成 32 年度までとし、限度額を二次予防事業熊石地域給食サービス業務委託料は 595 万 4,000 円、任意事業熊石地域給食サービス業務委託料は 892 万 9,000 円として設定しようとするものでございます。

続きましてサービス事業勘定はデイサービスセンター運営事業委託料でございます。デイサービスセンター運営事業については、平成 28 年第 1 回定例会で指定管理者の指定議決をいただいております。現在熊石敬愛会が指定管理者として事業を行っておりますが、熊石荘の改築工事が予定されていたことから平成 28 年度 1 年限りの指定管理としております。平成 29 年度以降の指定管理については、熊石敬愛会から内諾を得たことから指定管理の事務手続をするため、また利用者に提供する給食の調理については、保険事業勘定でご説明しましたとおり熊石荘での調理が出来ないことから公募により委託することとし、今年度はともに事務手続を、また平成 29 年度から平成 32 年度までを指定または委託期間とすることを予定しております。このことから、債務負担行為の期間を平成 28 年度から平成 32 年度までとし、限度額を 1 億 5,294 万 1,000 円として設定しようとするものでございます。

以上、議案第 11 号の説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0 時 0 0 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き議会を開きます。

◎ 日程第 12 議案第 12 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 12 議案第 12 号平成 28 年度八雲町熊石地域簡易水道事

業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○地域振興課長（牧 茂樹君） 議長、地域振興課長。

○議長（能登谷正人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（牧 茂樹君） 議案第12号平成28年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。議案書の87ページでございます。この度の補正は、公債費の利子償還金の不足に伴う歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出の補正は、歳入歳出にそれぞれ7万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を1億6,736万8,000円にしようとするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。議案書91ページ下段でございます。3款公債費、1項公債費、2目利子7万8,000円の追加は公債利子償還金の増額であり、当初予算において利子償還金の集計を違算したことにより不足を生じたものであり、事務の誤りをお詫び申し上げるものでございます。

続いて歳入でございます。議案書の同ページ上段でございます。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金7万8,000円は、歳出に対応した額を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で議案第12号平成28年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明といたします。

よろしく願いいたします

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第13 議案第13号

○議長（能登谷正人君） 日程第13 議案第13号平成28年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（馬着修一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（馬着修一君） 議案第 13 号平成 28 年度八下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。議案書 93 ページをお願いいたします。この度の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 130 万 7,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 5,661 万 8,000 円とするものであります。

それでは事項別明細書により歳出からご説明いたします。97 ページをお開きください。下段になります。1 款総務費、1 項総務管理費、4 目熊石地区施設管理費 130 万 7,000 円の増額で、熊石浄化センター汚泥脱水機の修繕料であります。現在、脱水機のインバーターが故障しているもので、修繕交換をするのにインバーターが受注生産であるため、製作に 3 ヶ月程度かかる予定でございます。この間の措置といたしまして、2 つのうち 1 つが空であります貯留槽に貯める予定で、この貯留槽から週に 1 回程度バキューム車で引き抜いて、八雲下水浄化センターに搬入し、こちらで脱水処理を行い、修理完了まで貯留槽をもたせる予定でございます。

次に歳入についてご説明いたします。同じページの上段でございます。4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金を 130 万 7,000 円増額し、歳出に対応するものでございます。

以上、議案第 13 号八雲町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案を原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 14 議案第 14 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 14 議案第 14 号平成 28 年度八雲町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（馬着修一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（馬着修一君） 議案第 14 号平成 28 年度八雲町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。議案書 99 ページを開きください。

この度の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 56 万 5,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,451 万 2,000 円とするものであります。

それでは事項別明細書により歳出からご説明いたします。103 ページをお開きください。下段になります。3 款 1 項 1 目消費税 56 万 5,000 円の増額であります。消費税の納付額は使用料金の収入と支払われた支出により決まりますが、当初想定していた積算より支出が少なかったことなどにより、消費税の納付額が増えたものでございます。

次に歳入についてご説明いたします。同じページの上段でございます。4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金を 56 万 5,000 円増額し、歳出に対応するものでございます。

以上、議案第 14 号の補正予算の説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 15 議案第 15 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 15 議案第 15 号平成 28 年度八雲町病院事業会計補正予算第 1 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 議長、総合病院管理課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院管理課長。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 議案第 15 号平成 28 年度八雲町病院事業会計補正予算（第 1 号）について、総合病院分についてご説明をいたします。

議案書 105 ページでございます。この度の補正は本館棟改築事業に係る継続費の補正であります。現在、来春のグランドオープンを目指し、南棟・東棟改修工事及び旧本館棟解体工事、駐車場等の外構工事を進めているところであります。状況としては、旧本館棟解体工事が騒音などに最大限配慮した形での工事を進めていることから工事日や時間帯が限

られ、当初予定していた工期が遅れており、2月中旬となる見込みであります。また、南棟・東棟改修工事は、南棟の救急外来出入口など一部を残すところであり、3月末を見込んでいます。このことに伴い、正面玄関前の駐車場などの外構工事が冬期間の路盤改良や舗装工事となるため、凍土等による影響が懸念されることから外構工事の完了を平成29年4月末までに延長するものであります。

また、東雲幹線に接する病院正面の院内道路を拡幅し利便性の向上を図るため、隣接する民有地と土地の交換をするものであり、交換をする2地権者のうち1地権者に面積の差異が生じるため、差分を購入しようとするものであり、本館棟改築事業の現有予算内において執行するものであります。当該事業は平成25年度から平成28年度、4カ年の継続費事業として予算議決しているもので、外溝工事にかかる費用の必要となる予算を平成29年度へ移行するための継続費の変更でございます。

第2条業務の予定量でございます。主な建設改良計画1号、総合病院本館棟改築事業外構工事9,297万6,000円の減額は、外構工事で正面駐車場などの路盤改良や舗装工事が平成29年度に移行するためのものでございます。

第4条資本的収入及び支出は、補正予算実施計画により支出からご説明をいたします。

108ページをご覧ください。下段の表でございます。1款資本的支出、1項総合病院建設改良費、1目施設整備費工事請負費9,297万6,000円の減額は、本館棟改築事業のうち外構工事に係る正面駐車場などの路盤改良や舗装工事が平成29年度に移行するための減額でございます。これによりまして支出合計は、既設予定額から補正予定額9,297万6,000円を減額し、3億7,631万6,000円にしようとするものであります。

これに対応します収入でございますが、上段の表になります。1款資本的収入、1項総合病院企業債、1目企業債9,300万円の減額は、本館棟改築事業のうち外溝工事に係る正面駐車場などの路盤改良や舗装工事に係る企業債9,290万円と、東雲幹線に接する病院正面の院内道路を拡幅し利便性の向上を図るため、隣接する民有地等を土地の交換をするものであり、交換する2地権者のうち1地権者の面積に差異が生じるため、差分の土地購入費10万円に係る企業債でございます。

これによりまして、収入合計は既設予定額に補正予定額9,300万円を減額し、2億7,319万9,000円にしようとするのでございます。

次に第5条企業債の補正でございます。106ページに戻っていただきます。起債の限度額につきまして、改築事業を3,640万円にしようとするものであります。

次に第6条継続費の補正であります。継続費の年割額につきまして、総合病院本館棟改築事業の平成28年度を5,282万4,000円に、平成29年度を9,297万6,000円にしようとするものでございます。

以上で、八雲総合病院分についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○国保病院事務長（桂川芳信君） 議長、国保病院事務長。

○議長（能登谷正人君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（桂川芳信君） 平成 28 年度八雲町病院事業会計補正予算（第 1 号）国保病院分についてご説明いたします。

議案書 105 ページでございます。補正理由を申し上げます。この度、八雲税務署の税務調査で熊石国保病院の短期応援医師の源泉所得税の控除額不足が指摘されました。これに伴い不足分の源泉所得税とそれに伴う不納付加算税、延滞税、町が納付する源泉所得税を医師に返還請求しないことにより医師への利益供与が発生しますので、利益供与に伴う取得税の増額補正をお願いするものであります。

第 3 条収益的収入及び支出ですが、107 ページの補正予算実施計画により支出からご説明いたします。1 款病院事業費用、4 項国保病院医業外費用、2 目雑損失 56 万 1,000 円の増額は、短期応援医師の源泉所得税不足額現年度所得税分 17 万 5,000 円と、それに伴う不納付加算税 1 万 3,000 円、医師への利益供与に伴う所得税 37 万 3,000 円であります。6 項国保病院特別損失、2 目過年度損益修正損 421 万 1,000 円の増額は、源泉所得税不足分過年度所得税 377 万 7,000 円、それに伴う不納付加算税 31 万円、同延滞金 12 万 4,000 円であります。これによりまして費用合計は、既決予定額 10 億 3,514 万 8,000 円から 477 万 2,000 円増額し、10 億 3,992 万円とするものであります。

これに対応します収入についてでございますが、今年度につきましては平均在院日数の基準を超えたため 15 対 1 の入院基本料から特別入院基本料に減額になった月が 5 カ月あり、収入増が見込めないことから赤字予算の計上をするものでありますので、ご理解願います。

105 ページにお戻り願います。第 3 条収益的支出、第 1 款病院事業費用既決予定額 66 億 5,040 万 6,000 円に 477 万 2,000 円を増額し、66 億 5,517 万 8,000 円とするものであります。

第 4 条収入、第 1 款資本的収入既決予定額 4 億 821 万 7,000 円から 9,300 万円減額し、3 億 1,521 万 7,000 円に。支出第 1 款資本的支出、5 億 2,095 万 1,000 円から 9,297 万 6,000 円減額し、4 億 2,797 万 5,000 円とするものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

○12 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12 番（千葉 隆君） 八雲総合病院の補正予算なんですけども、工期が遅れるということなんですけども。そうすることによって、またぞろですね、町民の利便性が確保されることが少し遅れるということなんでしょうけれども。全体の工事がこれで完了するという事で、まさに最初の議会で議論してきた総合病院の全体の工事がこれで終了をしてくるわけなんですけども、当初はやはり V 字回復するわけではないけれども、経営を安定するために総合病院を改築改修するんだということでした。で、大体 2 年前なんですけれども、その 2 年前の収入を確保する現時点で見込みがあるのかということ、まず再確認させていただきます。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 議長、総合病院管理課長。

○議長（能登谷正人君） 管理課長。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 収益につきましてはですね、2年前の状況で言いますと、その医師体制が内科医含めてその当時は7名、8名いたものですから、今よりだいたい6億ぐらいの収益が、あとあったと思いますけども。今現状ではですね10月の末に循環器内科の先生もですね、昨年11月に確保しましたけれども退職されるというようなことで、内科の医師含めて4名の状況であります。

で今、町長含めてですね院長も含めて医師確保に努めているところでありますけれども、院長の言葉から言いますとですね、まず内科の医師を2名なり3名を確保して、まず病院の基盤を作ってから収益を上げるという、今そのことについて対応しているところであります。その状況がですね、なかなか確保出来ない、収益のV字的なものについてはですね、難しいものと今考えてございます。

○12番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12番（千葉 隆君） 現状を認識しながらさらなる経営改善のために努力していかなければならないということは、よく理解しています。医師確保をしなければ収益が上がらないということも同時に分かりますけれども、その医師確保と同時に、やっぱり町民の皆さんの理解を得るといふか、病院経営もそうなんですけれども、病院の運営そのものにやっぱり町民に理解してもらいながらですね、こういった補正予算も通していくという姿勢が大事だと思うんですね。で、今本館棟も含めて箱物が出来た時に、今入院患者さんの意見を聞きますと、本当かどうかは別にしてもですね、お医者さんの方のお部屋にはクーラーが付いていて、入院患者さん、とりわけですね自分で体温の管理できないような療養病棟だとか内科の高齢者の方の病室にはクーラーが付いてないというようなことをよくお聞きをするんですけれども。そういった細かいといふか、細かいかもしれませんけれども、新しくなったらそういうことも完備されるんであろうというふうにして理解を得ている部分とかあるんですけれども。そういった関係ですね、現状どういうふうになっているのか。そこをまずお聞きしながらですね、もしもそういった実態にあるならば、その改善策等についても検討しているのかどうか、お聞きをいたします。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 議長、管理課長。

○議長（能登谷正人君） 管理課長。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 今現在ですね、新院長になりまして5つの今プロジェクト、まず患者の皆さんからですね、信頼を損ねたということで信頼回復に今一番努めているところであります。5つのプロジェクトが動き出してですね、当然経営の改善を含めて今各プロジェクトでですね、今頑張っているところであります。

今、改修工事等が来年春で大体目途がつかます。今全体的な建物の状況踏まえますと、やはり町民の皆さん、患者様の皆さんからですね、やっぱりこういう点については改善してほしいという点も幾つかございますので、今全ての改修計画が終わった時点でですね、いろんなどういふところに問題があるか、そういうことも含めて対応を図ってまいりたい

と今考えてございますし、先ほど言われました冷房の関係についてはですね、実際改修工事をしたらどのくらいお金がかかるのかと、そういうようなことについてはですね、現時点でも今対応しているところでございます。

○12 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12 番（千葉 隆君） 完成したらそれで終わりではなくてですね、やはり自治体病院ですからエンパワーメントというか、利用者中心主義でですねサービスの向上に努めることが、やはり第1の主義だと思いますので、今聞いて安心したんですけども。やっぱりそういった常に改善するという方向を前面に出しながら運営に当たっていただきたいと。とりわけよく聞くのは、以前から比べてすごく患者さんに対する接遇は数段良くなってきたという声もお聞きしていますし、良いところは良いところでやっぱり評価していかなければ駄目ですけども、やっぱり改善するべきところは常に検討して取り組んでいただくことを要望しまして、終わりたいと思います。

○議長（能登谷正人君） いいですか。他にありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第16 一般質問

○議長（能登谷正人君） 日程第16 ただいまから一般質問を行います。

質問はあらかじめ定められた順により、各々45分以内に制限してこれを許します。

それではまず、横田喜世志君の質問を許します。

○2 番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2 番（横田喜世志君） こんにちは。今回の定例会、1番目の質問。議員になってから多分2回目の1人目の質問になるかと思えます。

では、始めさせていただきます。防災施策を問うと題しましたが、中身を読んでいただければそんなに難しいことはありません。1つ目、住宅用火災警報器設置義務化から10年経ち、電池切れ等によって警報機が作動せず尊い命が失われていると報道がされております。八雲でも11月広報と一緒に啓蒙のチラシが配布されました。ところが、数人に聞いて

てみたところ、チラシを見てないと返事が返ってきました。他の課のお知らせでも同様ですけれども、周知の方法、例えば何度も繰り返す・広報の掲載場所を変える・多様なメディアで行う等、周知の方法を考えなければならないと思いますが、見解を伺います。

2つ目、熊石消防職員の宿泊施設の問題であります。

○議長（能登谷正人君） 1回切って。別々にしたほうが分かり易いんじゃないの。

○2番（横田喜世志君） では、②は次に。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは横田議員の一つ目のご質問にお答えいたします。

まず、住宅用火災報知器の電池切れによる不具合を注意喚起するチラシ等の周知についてです。今回、11月号の町広報と一緒に住宅用火災警報器の電池切れ啓蒙チラシを配布いたしました。

しかし、注意喚起を促す場合には横田議員のご指摘のとおり、チラシだけではなく広報紙であれば目立つ場所や、八雲町のホームページへの掲載、各事業所における避難訓練や防火訪問、または一人暮らし高齢者の訪問時に合わせた啓蒙が効果的であると思われま。す。今後は、このような周知方法を考慮してまいりたいと思います。

また、町広報紙へは年に一度掲載し、周知して行きたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 今の町長の答弁で、一人暮らしの家庭だとか、消防署員の方々が尋ねて行っている部分、それから都度、機会があればということは聞いております。ここにも書いてありますけれども、他の、消防だけでなく、以前も他の議員からも指摘があるように、やっぱりその課なり担当している課が、いかに自分たちのやっていることを町民の皆さんに知ってもらおうかという部分で、今までの答弁もそうですけれども、広報に記載しています、ホームページに記載していますというのがほとんどのお答えです。今回は消防のことですので、消防のそういう行事なり、訪問活動なりの一環で出来るところっていうのを今列挙していただきましたけれども。他のことで、というかもっと、インパクトだけの問題ではないと思いますが、そういう他の課でも今回の消防のように行事なりなんなりで、少しでも多くの方々に知らしめる手立てということを考えていただきたいと思うんですけれども。それに対して何か考えていることはありますか。

○議長（能登谷正人君） 質問の内容は町長でしょうね。消防長でもいい。

○2番（横田喜世志君） 今の町長の答弁で足りない部分があるのであれば消防長でもいいですし、他のどこかの課が何かを考えているのであれば、他の課の話でもいいですし。

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時35分

○議長（能登谷正人君） 再開します。

○消防長（櫻井功一君） 議長、消防長。

○議長（能登谷正人君） 消防長。

○消防長（櫻井功一君） ただいまの横田議員のご質問でございますが、町長が述べられましたとおり注意喚起する部分につきましてはチラシ等、これが一番我々も適当ではないかということで、全町 7,800 戸分のチラシを作成し折り込んだところでございますが、残念ながら見ていただけない方もいたという話でございます。これは最後の方にも載っておりますけれども、年に1度続けて掲載していきたいと思っておりますので、その辺をご理解いただきたいと思っております。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） どうも失礼いたしました。年に1度続けてということですね、10年経ちましたけれども、皆が10年経っているとは限らないことなので、続けていただきたいと思っております。

では、2つ目、②の質問に移させていただきます。熊石消防署員の宿泊施設の必要性を何度か聞いてはおります。ですが、私自身腑に落ちない点がございまして。再度この場でご説明を願いたいと思っております。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは、熊石消防署員の宿泊施設の必要性についての質問にお答えします。

これは、熊石消防署に勤務する八雲地域在住職員の宿舎についてのご質問だと思いますが、熊石消防署の職員及び勤務体制について説明をさせていただきます。職員数は12名で、うち熊石地域在住職員は6名、残り6名は八雲地域から通勤している職員であります。

熊石消防署の勤務体制は、朝8時30分から17時15分まで勤務する日勤者の署長1名と、同じく朝8時30分から翌朝の8時30分まで勤務する隔日勤務者3～4名の合計4～5名の職員で消防、救急活動を行っております。

宿舎の必要性でございますが、平日の4名勤務で救急要請があると3名出動しますので、残り1名と署長1名、次の救急体制をとるには1～2名の職員が必要となり、1分を争う救急要請では、熊石地域在住職員に頼る部分が多く八雲地域から職員を呼ぶと最低40分程度掛かってしまいますので、熊石地域在住職員が減少している現在、休みで町外に出かけている場合もあり、必ず在町しているとは限りませんので、熊石地域の町民の生命を守るためにも八雲地域から通勤している職員を勤務明けの非番日に待機してもらうための宿舎が必要となってきますので、ご理解いただきたいと思っております。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 基本的には勤務の人数が4名、5名と。その中で熊石在住者が現在のところ6名、八雲から通勤しているのが6名の12人体制でまわしていると。

それで、ようは勤務が終わって非番になりますね。で、勤務者が緊急で出かけたときにその非番者がようは要請されて救急業務なりについて行くために、非番者のための宿泊施設が必要だと。でも、八雲居住の人であれば、ようは非番の日は普通の人、熊石在住でも八雲在住でも普通の人非番であれば自宅に帰るわけですよ。で、ようは非番の方をそういう宿泊施設を使って待機させるというのが、それは拘束にならないんですか。そういうことをしてもよろしいんですかね。そこに対して手当てをつけるにしたって、基本的に24時間勤務された方に対してさらにということになると問題が生じませんか。その辺をお願いします。

○消防長（櫻井功一君） 議長、消防長。

○議長（能登谷正人君） 消防長。

○消防長（櫻井功一君） ただいまの非番日に拘束することは問題ではないかというご質問だと思います。実は拘束という言葉ではなくて、一般的には自宅待機ということで、職員には我々が昔採用された時点でもそのような言葉を言われております。その自宅待機というのも2種類ございまして、例えば一般に就労が必要であるけれども、何らかの理由で、会社の都合とかで自宅にいてくれという場合とですね、あくまでも労働の義務が無い、けれども緊急に備えて自宅にいてくれという場合の、この2種類がありまして。これはちょっと調べましたら労働時間ではないといわれております。ですから、大変都合のいい話ではございますが、消防職員の場合は採用された時点で危険業務従事ということを知っております。つまり、一般の方が逃げる場所に対して我々は向かっていかなければなりませんし、そのために緊急があれば必要に応じて出動しなければなりません。ですから、労働時間ではないですけれども、自宅にいてもいつ呼ばれてもいい態勢をとるのが消防職員であります。ただし、熊石の場合はその地元の職員が少ないがために八雲と同じような扱いが出来ません。ですから、言われていることは分かるんですけども、そういう宿舎が無ければ、八雲の職員と同じ自宅待機的なものが図れないということで、自宅というか宿舎、これを設けてほしいということで再三議会の方でもお願いをしまして、総務常任委員会等にも諮っておりますが、ちょっと私の不徳のいたすところで、上手い表現が出来ないがために大変遅れていることは事実でございます。

以上です。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 今の説明で、消防職員の方々の職務に対する思いというか考え方というものが分かります。が、今後、例えば宿舎が整備されることによって八雲からの通勤している方々が、皆さんと言っていいのか分かりませんが、その熊石消防署が求める自宅待機に応じて宿泊することに八雲在住の職員の方が多分内部で聞いていらっしゃるか

と思いますが、大多数の方がそれに応じるような話にはなっているのでしょうか。

○消防長（櫻井功一君） 議長、消防長。

○議長（能登谷正人君） 消防長。

○消防長（櫻井功一君） ただいまのご質問でございますけれども、職員間ではまだ話してはおりません。なぜかというと宿舍等、これが整備されない限り待機してくれとは言えませんので。内々にはこういう話はあるんだけれどもということ、当務員間で話していると聞いております。

また、全体の八雲と熊石の勤務の違いというのを先ほど町長が述べられましたけれども、簡単に八雲の方を説明いたしますと、なぜこの非番が必要かという、全職員八雲町 51 名でございます。それで日勤者等 7 名。51 名から 7 名引きますと 44 名。44 名のうち熊石署に 12 名。で、残り 32 名。本部、落部勤務員 1 当務で 12 名必要になります。残り 20 名が非番もしくは公休、日曜日にあたっているものでございます。この非番、公休者 20 名が八雲におりますので、つまり災害があっても全車両が出払っても非番駆けつけにより、この 20 名全員が来るとは限りませんが 10 名から 14、5 名が駆けつけますので、それで残りの車両で災害現場に出動できるということです。

これが熊石に置き換えますと、熊石の非番員が、極端に言いますと昔は 14 名の熊石在住の職員で対応しておりました。この 14 名が保たれていれば残りの非番員、例えば 3 名、4 名出ても残り 8 名おりますので、それで対応できるということですが、先ほど来申しているとおり現在 6 名、これから数年後には 4 名、2 名と減っていきます。最終的には 0 になった場合、結果的に八雲から行ってその全員が引き上げてしまったら、非番というものがいなくなりますので、その辺を今後のことを見据えてご理解いただきたいと思います。

○2 番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2 番（横田喜世志君） それは熊石だからということではないと思いますけれども、分からないわけではないのでここまでにしておきたいと思います。

変わらまして 2 つ目、ふるさと応援寄付金の今後はと題しまして。

今年度は町内会管理の街路灯の LED 化に 1 億円程を助成し、町民に喜ばれたところがあります。ふるさと応援寄付金事業を続けることは、集まった寄付金の使途の透明性、公平性が一層求められると思いますが、見解を伺いたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは横田議員の 2 つ目のご質問にお答えいたします。

八雲町のふるさと応援寄附金の取り組みは、平成 20 年度より開始し、平成 26 年度からは町外の寄附者に対して記念品の贈呈を始めたところ、マスコミの PR 効果や寄附金控除額の制度改正などもあり、年々寄附金額が増加しております。

今年度は 11 月末現在で、昨年度の寄附金実績の約 3 億 4,000 万円を既に上回っており、3 倍以上の伸びとなっております。このままの推移では 10 億円の寄附金が見込まれること

から、今定例会に補正予算をお願いしているところであります。

寄附金の申し込みにおいては、寄附者から条例に定める7つの政策分野及び町長への委任のいずれかの用途指定を受けており、寄付金の活用にあたっては、寄附者の意向に沿った事業に財源充当をさせていただいているところであります。

これまでも、皆様からいただいた寄附金を充当して実施した事業の周知につきましては、町ホームページや広報紙に掲載をし、広くお知らせをしているところであります。今後においても、八雲町を応援してくれた皆様に、こんな事業に使用させていただいた感謝の意味も込めて、使途についてお知らせをし、一層の透明性を確保できるよう努めて参ります。

また、公平性につきましては、行政が住民サービスや福祉の向上、産業振興など、八雲町のまちづくりに必要な事業として、議会の皆様にご説明申し上げ事業を執行しているところでありますので、公平性は十分保っているものであります。

今後とも、財源の確保と地元特産品のPR、産業振興のために、ふるさと応援寄附金の増加に向けた取り組みを推進して参りますので、よろしく願いをいたします。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 先ほどの補正予算の中でも、お答えを若干いただいておりますけれども、少々、こういう質問を考えたのは何故かと言うと、八雲町民の中でも少々、理解をきちっとされていないがために拡げられる噂みたいなものがあります。そういうことによって、それが広まらないように行政としては皆さんにお知らせをする。はっきりとした形の、今の体制になった時もいろいろと聞いておりますけれども、八雲町では「さとふる」という会社を経由したものと、物産協会を経由したものの2通りの手法というか、寄付の受付の内容になっております。その中での相互に対する理解不足というものがあると思うんですね。そういう部分を知らしめる必要があると思うんですが、どうでしょうか。

○企画振興課長（萬谷俊美君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画振興課長（萬谷俊美君） ただいまのご質問でございますけれども、理解していない町民がおって、噂があると。その噂が広まらないうちに誤解を解くと言いますか、そういった意味のお知らせをしてほしいという内容かというふうに思ったんですけれども。その噂というのがどのような噂で、それが行政が主体的に情報として入っていてですね、それをきちんと説明しなければならない噂なのかどうかというのがですね、現時点では我々の担当の方にも特に耳に入っていないということでございますので、その内容についてどうするかについては答弁しかねるのかなというふうに思っております。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） どうでしょうかね、例えば「さとふる」に12%の手数料を支払っていると。で、送料は行政の持ち出しと。梱包分は業者持ち。一方、物産協会の方は梱

包料、送料を含めて行政側持ちと。そういう部分からやっぱり片方に所属している業者の方々とか、あつちは梱包から送料まで全部行政が持ってやっているっていう、まあそういう単純な話ですよ。なおかつ、物産協会側の物品を納めている業者には、協会側にリベートというか、基本的に協会側が20数%利益を出していると。そこで「さとふる」側に納めている業者の方にその差が出ないように、約10%の値引きをしてもらっていると。まあ、パーセンテージでいけば双方業者に対して同じような手数料なんでしょうが、これが正確に私は伝わっていないと感じるわけですよ。そのことからくる変な話が出ているんですよ。これは担当の、その説明を受けた業者ならその話しか聞いていない、片方の「さとふる」なら「さとふる」側の業者でいけばその話を聞いていて、こうしてください。俗に半返しって言われている部分から10%値引きしているわけですよ。なおかつ、梱包分の代金もそこに含まれていると。物産協会の方は納める品から20数%物産協会の側に支払っていると。支払っていると言うのか、値引きしているのか。トータルで八雲町の持ち分というのか、そういうパーセンテージは同じなのかもしれませんが、いまいち納入されている業者間でも理解されていないんじゃないかと私は思うところなんです。そこについて、行政がちゃんと説明する責任があるのではないかと。窓口としてやっている八雲町なんですから、その2つのシステムの違いがないということを説明しなきゃないと私は思いますが、どうですか。

○企画振興課長（萬谷俊美君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画振興課長（萬谷俊美君） 今のご説明を聞きますと、「さとふる」ないし丘の駅に納めている業者の方に対する説明がきちとなされていないので、誤解が生じているよという意味で捉えたんですけれども。とりあえず「さとふる」の方と契約して納める業者につきましては、「さとふる」の方から説明をして10%値引きというふうに捉えるか、「さとふる」で町が12%手数料を払っているということもありますので。そういった意味合いの宣伝・広告部分を町が代行して先に払っているという部分もありますので。そういった部分の必要経費として業者の企業努力もひっくるめて5,000円相当のものを納めてください、それに対してそういった見合いの分を引いて請求をお願いしたいということをお願いをしているところです。

一方、丘の駅の部分でございますけれども、丘の駅に町がAコースの発注をしているのは、物産協会として町内の事業者から加入して販売を委託を受けております。その際の販売手数料というのが冷凍品・冷蔵品で若干違いがありますけれども、21%から23%の手数料を納めているというふうに聞いております。で、事業者は丘の駅が梱包して、手間をかけてそれを発送するという形を取っております。そういった意味では、「さとふる」の方は事業者が自ら梱包して手間をかけて送るという兼ね合いもありますので、その分納めるお金は、手数料といえますか、そういった意味合いは10%で済んでいるというものもございまして、トータル的にそういう扱いでどちらも説明をして、事業者があまり差のないような形で販売が来ると、納めることが出来るという形を調整を取ってですね、このよう

に2通りの方法をさせていただいたところです。

実際、当初は丘の駅をメインに回収をして、受注をしすぎて品物を足りなくしたといういろんなケースもございます。そういった意味合いでトラブルもありましたけれども、そういう内容を説明してですね、お互いに事業者どちらを選ぶかについても説明をして、現在の方法に至っているというふうに理解しておりますので、さとふるの事業者も十分そこを理解した中で参入・参加していただいているというふうに思っております。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） だから、その理解していると思っておりますっていうところに私は言っているんですよ。各々説明していると言って、それが各々に差が無いようにしているんだと言っていたら変な話は出てこないんじゃないですか。そういうことが全く知らない人に伝わると、よろしくないんじゃないかと思うんですよ。そこら辺をようは理解していただくようにしていただきたいんですよ。もう少し、もう1度例えば今納めている事業者にも再度説明をするなり、理解をしていただくなり。今の答弁でいくと、「さとふる」側、協会側別々ですよ。だからその差を言われるんだと思うんですよ。向こうはどうやっているんだっていうことだと思いますが、そこで、ようは再度そういう業者の方々に対して説明する気はないんでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） この「さとふる」の事業につきましては、使途は先ほど申したとおり議会を通しながら適切に使用されると思っております。また、業者については、これは皆さん商売をやっている人達でありますので、これは「さとふる」を選ぶのか、「ふるさとチョイス」の方を選ぶのかというのは自由でありますので、業者が選ぶことになっております。ただ説明は、不思議に思っている業者さんは質問に何度か訪れてですね、説明をしております。

ただ、先ほども申し上げたとおりですね、ふるさと納税の事業はいつまで続くものかというのは我々にも予想がついておりません。平成20年から始まりまして、多分来年はまだ中止にはなっていないとは思いますが、再来年終わるものか、その次に終わるものか分かっておりませんので、事業者の努力によって今進めているということでありですね、この事業者の方々がそれぞれの持ち場で製品を作る場合も、その5,000円程度ということでもありますので、努力をしながら進めています。で、その事業者が「さとふる」でいこうか、そっちの「ふるさとチョイス」の物産協会を利用するのかというのは、事業者の自由でありますので、こちらからこれにということではありません。と、同時にですね、「さとふる」の場合はある程度の製品がきちっと作られていなければ、なかなか配送だとか、先ほど課長から説明のあった通りですね、当初大変急激に応募がありですね、八雲の事業者の方々が個数が揃わないということで大変納税者に迷惑をかけたということもありですね、次の時点でいろいろと事業者の方々にもきちっと製品を100だとか1,000だとかある程度

限定した中で、出せないようなものを出してもらったら困るなということでもあります。これからもこれはふるさと納税が続く間は続けてまいりたいと考えておりますが、これから、今までも町といたしましても商工会並びに漁協や加工組合いろんな部分で製品を作っていただけないかということでアピールしながら進めておりますので。事業者の方でまだ理解できていない方があればですね、しっかりと説明して進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） よろしく申し上げます。

じゃあ、3番目に入らせていただきます。煙突用断熱材使用の今後とは題しまして。

最近、ちょっと前ですね、煙突用断熱材にアスベストが含まれている事が報道されておりました。八雲町でも再調査し検査しております。環境基準外であれば早急に対処するのは当然であります。基準内でも毎年検査が必要で、その費用は何百万円にもなります。毎年係る検査費用を思えば煙突を交換して行くことが必要だと思っておりますが、見解を伺います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは、横田議員の3つ目の質問にお答えいたします。

先般12月2日開催の全員協議会で、公共施設のアスベスト対策についての報告の後、横田議員からは同様の質問をされておりますが、現在、町内の教育施設12カ所、それ以外の公共施設4カ所、合計16カ所の町有施設の煙突に係るアスベスト断熱材の大気汚染調査や一部固形物体調査を実施しており、遅くとも来年1月上旬までには検査結果を報告できるかと思っております。

その後の対応については、その調査結果に基づき、北海道が作成した道有施設における石綿含有保温材等点検マニュアルにより、その後の措置や管理・点検を行っていくこととなります。

いずれにしても、現在調査中の検査結果が出てから、各施設管理者による庁舎内の対策会議を開催し、各施設の老朽化の程度や検査結果に基づき公共施設の改築や統廃合計画も含めて協議し、施設ごとのアスベスト台帳や点検・管理計画を策定したいと考えております。

また、その際、議員ご指摘のとおり、要観察と判断された施設に毎年多額の費用をかけて検査するのではなく、煙突の除却工事やその他の対策工法も含め、経済比較等も考慮しながら検討してまいりますのでよろしくをお願いいたします。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） これはお金のかかることでもありますし、基本的にそういう管理マニュアルがございますから、それに則って管理をしていくと。でも、でもというか、

なるべく早急にそういうものは除去していくべきだと思います。そういうことで、そういう今の答弁にもございましたけれども、八雲町のこれからの公共施設の統廃合問題やいろいろとございます。それに則ってというのも分からないわけではありません。そこで、経済的に見てどの方法が有効かと言われるのも分かりますけれども、私としてはなるべく早急に対策を講じる方法をとっていただきたいということで質問を終わらせていただきます。

○議長（能登谷正人君） 以上で横田喜世志君の質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時27分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

次に、牧野仁君の質問を許します。

○9番（牧野 仁君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 牧野君。

○9番（牧野 仁君） それでは一般質問の通告に従いまして質問事項、子供を産み、育てやすい環境づくりについて。これは前からたくさん質問が出ておりますけれども、各自治体いろいろな子育て支援を行っています。八雲町においても総合戦略では切れ目のない支援をおこなうと基本目標に掲げているが、今後はどのようにして安心して遊べる遊び場、医療、保育、教育、文化・スポーツ等、子育て全般をトータルで考えているか伺いたい。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 牧野議員のご質問にお答えいたします。

全国の自治体においては、安心して子育てができるように、様々な分野で子育て支援施策を行っております。

牧野議員がおっしゃるように当町では、まち・ひと・しごと総合戦略において、子育てしやすいまちをつくるため、結婚、妊娠、出産、子育てと、切れ目のない支援を行うという基本目標を定め、各担当部局において子ども子育てに関する事業を推進することとしております。

また、総合戦略に掲げられた事業の他に、子ども子育てに関しては各担当部局が所管する各種サービスの提供や相談支援などの事業を行っております。

牧野議員の子育て全般をトータルで考えているかというご質問ですが、ただ、今申したように幅広い分野で子ども子育てに関する支援方法がありますので、今後においては、現在、各担当部局がそれぞれ行っている事業をまとめるなどし、横断的な視点での議論を行いながら、当町においてはどのような支援策が有効なのかなどについて考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○9番（牧野 仁君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 牧野君。

○9番（牧野 仁君） 今の町長の答弁を含めて、各部署からたくさん来ていますけれども。

昨日、ちょっと外れますけれども。テレビで、ノーベル賞を受賞された大隅ヨシノリ、まあ学者である研究に対して生物学者、ノーベル賞を受賞されて大変おめでたい。その人のコメントにも、是非国ももっともっと子供に対して、国の担い手に対して研究費の支援をしていただけるようにという強く訴えた答弁をされておりました。私もそのとおりだなと。

なぜそこまで言えるのかと言うと、世界的にみても先進国の中では日本が教育費にかけられるお金が相当低いとよく言われています。例えば子育てに対して日本はどのくらい支持されているのかというと、約10年前の統計では48%。で、スウェーデン、今ノーベル賞受賞された場所なんですけれども、そこが世界一で98%というデータが10年前に出ています。今も多分、10年後なんですけれども、変わってはいるんですけれども、まだまだ国内においては子育てにはまだまだ遠いのかなと。そこでですね、やはり私達も企業者としてよく言われることは、先日も10月の全国大会、公益法人会というのがありまして。これは職場絡みの法人会の集まりで、全国で80万社がいる会員の中で、41都道府県の全国大会が長崎でありました。そこでよく税金に対しての使われ方の勉強会がよくあります。そこでですね、よく国税局も勿論見えて、財務審査官もいる中でですね、今後日本における税のあり方について議論されます。そこでよく言われるのは、やはりこれからは企業も人もでありますし、やっぱり教育に税をたくさん使うべきだという声も多々あります。僕も何回かお邪魔して、各経営者もその通りだと。やはり日本は資源がない、あまりそういうところの中では、やはり教育で補うしかない。世界で通じる日本を育てていくには教育の予算化を増やしていくべきだと。そういうことも含めて関連を含めるとアベノミクスの成長戦略の中にも軽減税率の中で贈与税の見直しをかけて、おじいちゃんおばあちゃんの贈与税を見直して子供に使ってもいいような、詳しいことはちょっと忘れちゃったけれども、改正されました。これはまさに全体で国と家族とが一緒になって、今の子供たちを支援するという姿勢だと思います。やはりそれには立ち遅れないように、わが町も進むべき道だと私は思います。

先ほど午前中で一般会計の中で予算を見ますと、構成予算、八雲町は今145億4,000万ですね、その1割が約教育費に14億6,000万円使われていると。10%くらいなんですけれども、やはりそこを全体でどうなのかというと、相対的に見ますと私から見ても少ないんじゃないかと。近隣町村は分かりませんが、やはりそこを1%なりなんとかじゃなくて、やはり町長も、私2年前に人口減少の質問の中でやはり環境づくりが大事だと。少子化対策にはそういった答弁をいただいております。その時に町長がどうしてそういう答弁を申したかということ、講演で、絶滅するトキの講演を聞いてですね、やはり環境整備が大事なんだと、そういう話を今思い出しまして。やはり2年後を踏まえてですね、町長の方針にかかっているんですけれども。今後の八雲を見据えた町長の考えを是非言ってほ

しいんですけれども。どうでしょう、その辺変わりましたでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 多分、全般的なことということでありますので。私も牧野議員がおっしゃるとおりですね、やはりこれからの町づくりは人づくりということも私も思っておりますし、これからもそれを推し進めたいと考えていますので。教育、特段子ども子育てについてもこれから支援を、先ほど答弁したとおりですね各部局ともどもですね、いろんな議論を交えながら、また議会の皆さんにも予算を執行する時には議会の皆さんと相談しながら推し進めたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○9番（牧野 仁君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 牧野君。

○9番（牧野 仁君） 力強いお言葉ありがとうございます。

先日ですね、住民課から資料をいただきまして、八雲町における27年7月子育て支援に関するアンケート結果なんですけれども。これは町内の保育園・幼稚園、11施設ある中の提出枚数の中でのアンケート調査です。子育てに対して望む行政サービス、1位は保育料の軽減、2位は医療費の軽減、3番目は遊び場。優先順位もやはり医療費、保育料なんです。それに対してわが町は、今年大久保議員も赤井議員も一生懸命子供支援を望んでおります。私もその1人でございます。そこはやはりこれからの八雲町の将来を、未来がかかっているわけでありまして。やっぱり子育てに優しい町というのはなんだろうと。今、各所皆さん集まっている、いろいろと考えはあると思います。やはり支援は、支援しないとやはり町民もついてこないと。やはり隣の町、森・七飯がこうなのはどうして八雲は出来ないのと。同じくらいの規模の町でどうして八雲は出来ないのと。例えば保育料の問題にしても医療費の問題、これは常々僕も街中歩いてよく言われる話で、若いお母さん方はやっぱりちょっと不満を持っていると。この不満は悪い噂になっちゃうんです。これは将来的に八雲町としての先行きが心配なんです。それをやはり軽減するように行政もやっぱり考える時期だなと。

それで、一歩二歩譲るわけではございませんけれども、医療費の部分で中学校まで無料とよく言われていますけれども。私はとりあえず小学校6年生までとりあえずやってはいいかがかなという感じはするんです。予算的なこともあるとは思いますが、実現可能かどうか分かりましたら、そっちの方を考えていただけないでしょうか。それに対して質問、町長にお願いしたいと。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 牧野議員にお答えいたします。私もですね、やはり子育て支援ということで、医療費・保育料が若い奥さんたちに本当に強く要望を今聞いているところであります。これはこれからも我々としての大きな課題として取り組んでいこうということでもありますけれども。

この支援というのはですね、1度したらずっと続けるということですので、この医療・保育・教育・福祉、これは財源をですね、これからしっかりと長期的に見据えてやっていくということで今考えていますので。それには八雲町の税収をですね、これから地方交付税も減るといような、そんな国の動向も見られております。そしてまた人口も減っていく中でですね、やはり財源的にも少なくなっていくということですので。私はそういう普通のこれからの財源になるべく、そういう財源をしっかりと確保するべく、今いろんな政策を考えています。それが実現の目途が立った時点でこの辺は推し進めたいと思っています。いかんせんこの八雲の町政も皆さんの大切な税金で成り立っておりますので、税収を増やすことも含めて考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○9番（牧野 仁君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 牧野君。

○9番（牧野 仁君） まさにそのとおりだと思います。やっぱり財政があって支援が出来るか出来ないか、それはもっとも私も思っております。

私も将来を考えて今答弁をしていると。夕張市、皆様知っているとおりですね、大変厳しい市でございまして、市長の、この間の新聞をちょっと見まして、今年に入ってから見たのかな、その中で一部僕の中に記憶に残っているのは、やはり人口減になれば今現在住んでいる町民の負担が増えると。これは最大の危機だと言った新聞を読んだ記憶があるんです。まさにそのとおりだなと。八雲もやっぱりこのまま総合計画の中で見ても 2030 年、40 年、1 万 2,000 人になったらまさにそのとおりになっちゃうんじゃないかなと。そうなる前に子供たちにたくさん住んでいただける環境を作るのが先行投資じゃないかなと。今財政が厳しいからこうだからと言っている前に、やはり将来の投資として、最優先課題として子供を産む環境を整えるのが八雲町に今必要じゃないかなと私思っております。やはり今いろんな目で、今、福祉も医療もいろんなことも分かります。そういうところにも支援をしなければ駄目なのは分かります。だけれども周りから見て、おじいちゃんおばあちゃんから見て、子供にお金使うなら反対する人いないと思うんですよね。そんなにいないと思います。どうなんですかね。僕としては将来の子供たちに、孫にね、お金使っておじいちゃんおばあちゃんが反対する人いないと思う。目に入れても痛くないくらい可愛い孫ですから。そこはもっともっと説得できるような、何かあるような気がするんです。これから新年会に向けて町長もいろいろ挨拶する場もあると思いますのでね、その辺を町長自身にもお願いしつつ、予算を確保する努力をしてほしいなど。皆さんにお願いしたいのはそこなんです。そこをやっぱりこれからしてほしい。

それですね、先ほどアンケート調査で3番目、遊び場なんです。遊び場の話しをして、今度これについてちょっと話したいんですけども。前回、公共施設等の総合管理計画書って草案をいただきまして、これをちょっと僕も勉強をさせてもらいまして。これに対して遊び場、児童公園を調べさせていただきました。その中で八雲町においては都市計画の中のあれになるんですけども、都市公園として、これ 23 町内にあるんですけども、ほとんど僕半分以上知らない公園が多いんですけどもね。それで、落部は基準外で

載っているんですけども、これもちょっとわけがあって説明を聞いておきましたけれども。そこでですね、落部のことの話になります。落部公園がありまして、多目的グラウンドもありますけれども、町中に公園が無いんですね。そこに是非作っていただけないかと。どうしてそういうことを言うかという、八雲町から落部に嫁いだ若いお母さん方が、どうして八雲にたくさんあって落部に無いのと。全然遊ぶ場所ないよ、社長さんちゃんと見ているのと。よくそれが言われ、ああそうだよ、落部公園まで行ったら子供の足だったら、2歳の子供だったら30分かかるそうです。車でないと行けないそうです。なおかつ、あそこの山は険しい山でございまして、熊が出ることもないわけではないと。あり得る話だと。危険を伴う場所でもあると。そこで是非、町内落部に1つも無いということはありえない話だと。1つくらいは早急にですねやってほしいなと。小公園でもいいですから。いろいろご提案もあると思う。実際要望書も2年前には出した、連合町内会長の人、要望書を出したという声もあるんですけども。そういう話も出ていると思うので、その辺ご説明をお願いしたいと思います。以上です

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 牧野議員ですね、最初はやはり私は子供、若い世代も大切でありますけれども、やはり高齢者の方々もやはり八雲町をしっかりと今まで支えてきたという感謝も向けてですね、やはりしっかりと支えていかなければならないものと考えておりますので、財政を見ながらしっかりと支援をさせてまいりたいと思います。

また、今落部の公園の話でありますけれども、牧野議員おっしゃるとおりですね、連合町内会からも要望が出ておりますので、この件はこれから道々の拡幅、線型の改良を見据えながら落部地域の公園等々の整備についてこれからしっかりと議論をしながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○9番（牧野 仁君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 牧野君。

○9番（牧野 仁君） 今の町長の答弁を聞きましたので、安心して楽しみにしています。是非、推進してください。

次にですね、ちょっと教育の面で質問させていただきます。先日の全国学力テストの結果が渡島・檜山出たと思うんですけども。平均並みの結果が出たそうでございます、八雲町でも。大変良かったなど。最近、私も思うには、今回なぜそういう話にもっていくかと、実は文教に入って2月に移動図書館がちょっと、車が調子悪いということで廃車になったと。で、今は代車で動いていると。そういう関連で教育の話しをさせてもらいますけれども。そこでやはり教育の一環で図書館って大事な場所ですよ。やはり、本を読むことによって心豊かになって、子供の教育にすごく、ゲームをやるよりずっといいと思います。この間の感想文コンクールですか、教育長の賞状、新聞にも出ていましたけれども。やっぱり136の出品の中で最優秀賞とか小学校2年生、名前は忘れちゃったけれども、大変親御さんも喜んでいらっしゃると思うんですけども。やっぱりそういう成長の糧となる場所をもっと

もっと利用度を上げた方が、上げていると思うんですけども、もっともっと上げた方がいいと。どうしてそういう意見が出るかという、今、熊石、八雲、落部全部入れると小学校・中学校で今計算したら 1,300 くらいなんですけれども、1割くらいしか感想文の出品が出ていないと。これを出来れば僕としては3人に1人、4人に1人、3割くらいは出品して、もっともっと図書館に関心を持ってほしいなど。やはりそれは、幼児からずっとずっとやはり教育をしていかないと、本というのは、まあうちの女房の話じゃないですけども、家族の話でないですけども、やはり幼児から小学校に上がるまでが大事だという話も聞きましたので、その辺のことを八雲はどういう教育環境をしているのか、ちょっと聞きたいです。

○図書館長（足立直人君） 議長、図書館長。

○議長（能登谷正人君） 図書館長。

○図書館長（足立直人君） ただいま、牧野議員から図書館の利用につきまして質問がありました。

まず、移動図書館車のことにつきましては、本年1月に経年劣化によりましてエンジントラブルで運行できなくなりまして、教育委員会の代替の車両でですね、4月は休みましたけれども、5月以降実施しておりまして、貸し出し冊数等は前年度、専用車があった時とほぼ同じ状況で行ってございますし、落部地区につきましても落部小・中、落部支所にも月に1回配車してございます。貸し出し冊数は前年度を上回っているような状況でございます。

で、ソフトの関係で、例えば先ほどありました読書感想文、感想画の関係でございますけれども、作品の出展については少なくなっておりますが、字数等がございまして、学校ではそれ以上に出ておりまして、その中でのやはり出展に届かないものもございまして、子供が例えば夏休みに取り組んでいる数はより以上にあります。ただそこまでうちの方で把握は出来ませんが、各学校で国語の先生を中心にして出展をしておりますので。ただ、うちの方ももう少し数を増やしたいということは教育長とも詰めてございますので、次年度以降にはその辺は増やしていけるかなと思います。

あと、図書館の先ほど非常に有効なということを含めてご質問がございましたので、例えば図書館につきましても地域で図書館の充実、図書館の図書活動につきましても地域に出向いて出来る事はないかということも課の中で協議をしておりますので。現状の体制で新たな経費を生まないものですね、地域でも出来るものをして、図書活動を進めていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○9番（牧野 仁君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 牧野君。

○9番（牧野 仁君） 課長から答弁をいただきましたけれども。私は図書館がせっかくある中で12万冊あるんですね、ちょっと聞いたら。あれ出来てから約20年経つんですけども、6億8,000万でしたっけね、立派な図書館なんですよ。小学校・中学校の先生

方に聞くと、図書館に見学には一部だけけれども行っているみたいで、子供たちが実際にそこにテーブル座って本を読む時間というのはなかったみたいなんです。僕はその教育の一環として、本を読む環境づくりは欠かせないのかなということで、僕の家ですけれども、毎週月曜日が休みだと。そこに月に1回貸し切って、今数えたら八雲に小学校が8校あって、熊石は4校が1つになっちゃったので8校になりましたよね。そして中学校は4校で12校。ちょうど月割すると月に1回使えるのかなと思ったり。それとか工夫はあると思うんですよね。午前中ちょっと貸しきる日を作ってはいかがかなと。その時に学校の生徒に来てもらって本を読んでもらう。そういうことも出来ないものかなと。まあ、住民の方もいらっしゃるけれども、そういうこともちょっと取り入れたらいいんじゃないかなと。まあ、駄目だったら駄目でもよろしいんですけれども、やはり子供たちに本をたくさん読んでもらいたいということで、何かそういう政策もあってもいいのかなと。

それとですね、さっきの移動図書館のことなんですけれども。やはり本町は図書館があっていいんですけれども。熊石かけて黒岩もそうですね、落部、柴浜も。今の車は本の運ぶ数も減っているみたいなんです。選ぶ本数が少ないという話も聞いています。それとですね、教育方針の中でちょっと見ると、熊石の総合支所は図書室はあるんですよね。これは町立図書館との連携を図って入れ替えをやっているみたいで。落部にはそういうシステムは未だにない。これも落部支所では取り入れられないものかなと。

もう1点、今その子供たち向けのブックスタート事業、読み聞かせ今やっていると思うんですけれども。その辺の経過はどの様になっているのかお聞きしたい。

○図書館長（足立直人君） 議長、図書館長。

○議長（能登谷正人君） 図書館長。

○図書館長（足立直人君） 前段の休館日の利用について、ちょっと私から。で、後段の熊石支所でやっていることを落部でどうかという部分については次長がおりますので、次長から答弁をさせます。

まず月曜日に関しましては、今年の夏もですね、臨時開館という事で1度やりましたけれども。それはモデル的なもので、ある程度100人以上の利用はございましたが、やはりそれに対しての職員を特別に配置し、その週の中で代休等をさせますので。もし月曜日を学校にもし年に1回でしたら8回になるんですかね、それらも含めて職員体制も出てきますので、ここですぐ出来る、出来ないは申し上げられませんが、少し検討をさせていただきたいというふうに思います。

○図書館次長（佐々木一也君） 議長、図書館次長。

○議長（能登谷正人君） 次長。

○図書館次長（佐々木一也君） 落部支所の本の関係でございますけれども。落部支所につきましてはロビーに毎月1回100冊ずつ本の入れ替えをして、落部地域の方には利用をさせていただいています。

で、実際状況を聞いていますと、やはり結構読者がいらっしゃいますので、今後少しずつでも冊数を増やしていくとかですね、そういった形で対応はしていきたいと考えてお

ります。

それとブックスタート事業につきましては、八雲地域につきましてはシルバープラザの6・9相談時、この時に行っておりますし、熊石地域につきましては年に2回健康相談時に行っております。ですから、落部地域の方はシルバープラザの方に来ていただくという形で、ブックスタート事業の方は現状行っている状況でございます。

以上でございます。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） ただいま課長、次長から具体的な数値等についてお話をしましたけれども、私も八雲町の図書館は町立図書館としては全道有数といいますか、素晴らしい図書館だというふうにして感じております。また、蔵書数も12万を越えているということで、数・内容共素晴らしい図書館だというふうにして認識しております。

また、議員から学力向上の基盤となるというお話もいただきましたけれども、各学校におきまして朝読書の励行、それから読書の推奨、感想文等々、年間を通して読書についての指導をしていただいておりますけれども。この度の読書感想文の募集等もですね、年間を通してみますと読書感想文を募集するという団体は、道、道教委、それから管内、そして町というふうにしてたくさんございまして、全ての子供たちが町のこの読書感想文に応募するというのではなくて、様々応募している状況にあります。中でも全道、全国に繋がる読書感想文で、熊石一中の1年生が管内最優秀をいただきまして、今全国の方に回っているということで。トータルすると本当にたくさん読んでいただいて、感想文等も出しているなというふうな感じでおります。

また、なんとかこの素晴らしい図書館をさらに有効活用ということで、いろいろと私達も考えておりますが、先ほど課長が述べたように月曜日の閉館を休み中は開館にしまして子供たちに開放するというも行ってきました。また、図書館移動車の故障ということで、それに代わる車で蔵書を増やすあるいは本をまわしてという活動を行っておりますけれども。これも他の町に比べて私自身は非常にサービス旺盛だと、そういう感じもしています。

と言いますのは、やっぱり学校での読書活動というのは、学校でも相当数の蔵書がありますから、授業の中でその基本をしっかりと学びながら、自分で本を選び、自分でしっかりと読み進めていくという、そういう指導が充実された中でですね、それならばさらにこの作者の別な本を読みたいとか、同じ分野の本を読みたいという、そういう子供たちの興味・関心を伸ばすような形でこの事業が行われているのならば望ましいと思えますけれども、ただたくさん持って行ってあげて、目新しい本を子供たちが目にする手にするというだけでは、本来のこの読書の意味にはまだ十分達していないと感じておりますので。今、各学校に対してはこの学力向上の基盤になるということもそうですけれども、しっかりと読書活動をしていただくように、学校のカリキュラムの中でそうした体制をしっかりとって、さらに我々としてもさっき述べました様な休館日の開放、あるいは3年、

4年生で地域を知るということで、社会を巡る学習があります。そうした折には図書館に必ず立ち寄るような、あるいは熊石からもこちらに来る授業もありますので、その時には図書館に立ち寄るといふふうな、そういうコースを設定するように進めていきたいと、来年そのように構想をしているところです。

○9番（牧野 仁君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 牧野君。

○9番（牧野 仁君） 教育長の力強いお言葉ありがとうございます。私も子供2人育てまして、もう社会人になりましたけれども。やはり教育するのはこれからの八雲町全体もそうなんですけども、後世が育つ環境づくりというのはすごく大事なと。それは、いろんな子供に対してはどこの自治体も積極的に優先課題として一番に上げているのではないかなと。そこで八雲町も、さらに教育には八雲町は力を入れているんだと。それをPRできるような活動を是非みんなでやっていただきたい。

そこで、最近新聞等を見てですね、2枚ほど紹介をしたいんですけども。これは国際学力調査なんですけれども、これは15歳対象で経済協力開発機構の72カ国で地域参加した資料の元でちょっと一部読ませていただきますと、日本の場合は、文部科学省の調査ですけども、やはり日本もその中で数学の応用力だとか科学の部分では若干順位が上がっているんですよ。その中で見ますと科学が2位、数学が5位ということで、大変素晴らしい成績。ただですね、文部科学省で危機感を持っているのは、やはり語解力が低下していると。それはなぜかということ、活字離れ、今のスマートフォンなどによる短文のやり取りが増え、本を読んだりする機会が少なくなった影響だと考えられるということの記事を書いています。先ほど教育長がおっしゃった、やはり先生方もいろんな面でカリキュラムが増え、文科省には振り回されている部分はあります。いじめの問題等いろいろとたくさん問題を抱えている中で、現場も多忙しているところもありますけれども、やはりこういった流れが今来ているという危機感を持って、これからも教育の現場もかわっていただきたい。

それとですね、昨日の新聞、七飯町で道のPTA連合会などが主催する新聞をちょっと見せてもらいまして。これはネット利用のルールづくりということで道新に載っておりましたけれども。これも今の時代のニーズにインターネット、電子機器の利用が子供たちが大変増えているということで、その対応策として、このルール作りが必要だと訴えた新聞を見まして。まさに八雲もこれは早急にルールづくりを進めるべきではないかと。なぜそう言い切れるかと言うと、やはり長い間、小さい子供いた時ゲームばかりやって大変注意したりしていたんですけども、ゲームをやればやるほど、誰もが知っているとおりの脳の発達に悪影響が出るという指摘は前々から言われております。今もそうおっしゃっています。それに対してやっぱり3分の1に治療が必要だと。依存症みたいのも1割いると、警鐘を鳴らしています。これは教育現場、PTAの役員の連合の主催の講演会の中で述べられた記事なんですけれども。これを見て、まさに私の言う図書館というのは重要なポストだと。そこはやはり学校と図書館が連携して、これから子供たちに本を読める環境を作

ることによって少しそういう面では学力向上に繋がると私は確信しております。

その中で最後のお願いなんですけれども、移動図書館、これ足踏み状態になっているんですけれども。どうですかね、黒岩・落部、なかなか車で本を借りに行けない、足が無い、子供たちもやはり親がいないといけない、巡回バスいろいろ出しますけれども、やはりここは先行投資じゃないんですけれども、移動図書館を購入すべきだと私は思います。まあ、そんなにお金をかけてどうするのという方もいらっしゃると思いますが、未来の子供たちのためにですからね。2,000万くらいの車両を買えないのかなと。そこはやはり町長に最後のあれじゃないんですけれども、町長の判断によって、将来の子供たちの学力向上に左右されることも、大げさに言えばですね。そこを是非、考えていただきながら、最後になりますけれども、町長の答弁をいただいて、教育も含めて答弁をお願いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 牧野議員にお答えいたします。

私も先ほどから申し上げているとおりですね、教育は大切なものということで、子供の教育、特に学校教育を含めた教育に対しても町としても支援をしてみたいと思っております。

最後にですね、その移動図書館の話でありますけれども、これはある方からも移動図書館をという話もあります。ただ、これからの時代背景をよくよくですね、私たちは子供の頃ネットなんていうのは全くない時代でありますけれども、今の子供たちというのはおぎゃあと産まれた時からネットやらですね、そういうものが通常としてある、そういう年代でありますので、そういう部分を含めながら、議論を深めながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で牧野仁君の質問が終わりました。

次に佐藤智子さんの質問を許します。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 通告に従いまして、4つ大きく質問させていただきます。

1つ目です。福祉有償運送実現を、と題しまして質問いたします。福祉有償運送とは、NPO法人などが自家用自動車を使用して、身体障害者や要介護者の移送を行う自家用有償旅客運送の一つです。現在では道路運送法第78条第2号に該当します。2006年10月1日に改正道路運送法が施行され、それまで法の例外としてみなされていた福祉有償運送が、法第78条第2号に規定する自家用有償運送の一類型として位置づけられるようになりました。それまでは、こうした行為はボランティアであっても白タクとして、法に則らない行為としてみなされていたわけです。

で、行うことができる者として、次の者があげられます。特定非営利活動法人、いわゆるNPOです。それから農業協同組合、医療法人、商工会議所、認可地縁団体、一般社団法人または一般財団法人、消費生活協同組合、社会福祉法人、商工会などです。つまり個

人ではなかなか国土交通省の事業ですので認められていないということですが。

八雲町では10月広報にこの福祉有償運送法人募集の要項を掲載いたしました。応募があったかどうか、お伺いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは、佐藤議員の1つ目の質問にお答えします。

福祉有償運送とは、佐藤議員のおっしゃるとおり、自家用有償旅客運送の一つで、NPO法人などが、他人の介助によらず移動することが困難で、かつ、単独でタクシー等を利用することが困難な身体障害者や要介護認定者などの方を、自家用自動車を使用して移送を行うものです。

この福祉有償運送を行うことができる者としては、NPO法人や社会福祉法人、医療法人、農業協同組合などがあります。

八雲町内では、NPO法人が平成24年4月より実施しておりましたが、今年度限りでやめるというお話があったことから、広報10月号で福祉有償運送法人を募集しました。応募の締め切りを11月30日までとしましたが、これまで、問い合わせや応募は1件もありませんでした。

このことから、今後どう取り組んでいくか、現在内部で協議中でありますので、よろしくお伺いいたします。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 応募が無かったということであります。大変残念な想いです。で、これは募集をしたというのは切実な要求があったからだと思うんですよね。で、今後ですね、今緊急に必要なだから募集したとは思いますが、これをやることは介護保険事業にも通じているわけです。福祉有償運送というのは障害のある方やまたは高齢者、買い物難民や要介護者、介護度の高い方ですね、そうした方を自分の家から目的地へ運んであげる、送ってあげる、または迎えにいったあげる。タクシーとかバスやJRだけでは解決できない人達の為の事業です。

今金では実際に行われておまして、社協に委託をしておりましたが、今は地元のタクシー会社が行っているということです。持ち出しは多くなるかもしれませんが、大変意義のある事業です。八雲町としてもそうした事例を参考に実施しなければならないと思いますが、どうお考えですか。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 今、答弁でも申しましたとおり、現在やられている法人が今年度限りで辞めたいという意向がありましてですね、10月広報に募集をさせていただきました。で、応募の方が、問い合わせも1件もなかったということで、じゃあ次の切実な要望という話も、現在利用者が2名いらっしゃるということも聞いておりました。今後

も利用がありえるということから公募したわけですけれども、1件も無かったということ
で、現在ですね、再度募集するということになりまして、これから例えば新規にやる場
合に運転手の、条件によっては講習が必要になるとか、あと登録等の手続きだとか、今八
雲町の福祉有償運送運営協議会、この協議会で合意を得られないと登録の手続きが出来な
いという、そういうスケジュールを考えますとですね、10月号広報で募集して、11月一杯
の締め切りということでやっていかないと4月に間に合わないだろうということもありま
してですね、10月号広報で募集をかけたわけでありまして、今後募集をかけるという
ことはスケジュール的にも大変難しいものもありますので、現在ですね、個別に検討をし
ていただけるような法人に、ちょっと相談をしているという最中でございます。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 待っていましたという感じで。広報に募集を載せて待っているだ
けでは、なかなか実施してくれるところが見つからない事業だと思うんです。待っている
だけではなくて、やはりこちらから声を掛けていかないと見つからないものに対しては、
やはりそういう施策というか、そういう働きかけが必要になってくると思うので、是非や
っていただきたいと思います。

で、6月だったと思うんですけども、本会議場で補正予算が実現したのがあります
けれども。障害のある方の夏休み・冬休みの森町にある学童保育にその子を行けるよう
にするという予算が成立しております。ところがその学童保育所では、冬場は送り迎えでき
ないよと言われていたんですね。で、そのお子さん達は何とか自力でバスや列車に乗れる
のかもしれませんが、そういった障がい児の学童保育所に通っていることを考えれば何
らかの手立てが必要だと思うんですよね。で、それを解決するためにも福祉有償運送
を担うところが必要だと思うんです。

その辺で何とか実現する意気込みを話していただけますか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員おっしゃるとおりですね、やはり障がい者、または介護
を必要とすることで今までやってきていることでありますので、これは町も責任を持って
4月から困らないように、これから支援等々を考えながら進めてまいりますので、よろし
くお願いをいたします。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） では、2つ目に移ります。

子ども医療費無料化の拡大について質問いたします。国は、子どもの医療費助成を独自
に行う自治体に対し、国民健康保険の国庫負担を減らすという罰則を行ってきました。先
月、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会で、未就学児に限って、その仕組みを見直
す具体的方向が初めて示されました。歓迎すべき動きだと思いますが、その浮いたお金は

他の子育て支援に使うなど、そういう条件がかかれております。確かにそういう点も大切ではありますが、それでは医療費助成を行っている全道・全国の自治体や住民の要求には程遠い内容と言えます。

子どもの医療費助成は、すべての自治体が無料化や軽減策を独自に実施しています。全国 1,718 自治体中、中学生までは 1,232 市町村、外来では 64.7%、高校生までは 1,094 市町村、同 58.2%にまで広がっています。また、全道を見ましても自治体で取り組まれているところがどんどん増えています。檜山では八雲より人口の小さい町ではありますが、高校生まで助成しているところが軒並み出てきております。江差、上ノ国は高校生まで。厚沢部、乙部は中3まで。奥尻でも小6まで。そして近隣では七飯町が高校3年生まで、鹿部町でも高校3年生まで。森町では中学3年生まで。長万部でも中学3年生まで実施されております。そして同じ同規模の人口である倶知安町でも中学3年生まで助成が行われております。他がやっているから八雲もやらなきゃならないということは勿論ないわけでありまして。しかし、少子化対策や住民要求の実現のために全道で 100 以上の自治体が中学3年生まで実施をしています。今年の4月1日時点では小学校6年生までが 123 自治体、中学校卒業までは 116 自治体、高校生までも 47 自治体が行っております。大部分が所得制限なしの全額助成となっております。先ほど牧野町議が先に質問をしたような形で、もう答えも出されているような感じもありますけれども、住民ニーズでも医療費の助成は 2 位になっているわけですよ、だから医療費支援に踏み切る時期ではないかと思えます。

で、通告書に戻りますけれども、国は子どもの医療費助成を理由に補助金を減らしているわけです。その総額は、2014 年の国費ベースで約 90 億円にもなります。そのうち、未就学児童向けは 60 億円であります。全国知事会は国庫負担減額調整措置はただちに廃止し、国の責任で子どもの医療に関わる全国一律の制度を構築することを求めています。子ども医療全国ネットという住民組織も中学卒業までを目指し、就学前までの医療費無料制度を早期に創設することを国に求めています。

八雲町でもやっと 26 年に一歩踏み出しました。未就学児、小学校に上がる前のお子さんが所得制限なしで医療費無料になっています。昨年の予算は 4,666 万円でしたが、こうした無料化を行えば受診する子供が増えて医療費が圧迫されるのではないかとよく言われておりますけれども、決算額は 2,752 万 2,000 円であります。医療費無料化になったからといって受診が膨大に膨らむわけではありません。国保へのペナルティーは八雲町内では約 900 万円だったと言われております。

八雲町も国に対して罰則規定の見直しを強く求めるとともに、医療費無料化の対象を広げ、町民の要望に応えるべきだと思います。町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（能登谷正人君） 質問中ですがけれども、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 23 分

再開 午前 3 時 30 分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き、会議を開きます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは佐藤議員の2つ目のご質問にお答えします。

子どもの医療費助成に係る国保の減額調整措置に関しては、11月18日に開催された厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会で、子どもの医療費助成は市町村ごとに対象年齢や自己負担の有無などで様々な違いはあるが、未就学児に限定すれば、すべての市町村が何らかの医療費助成を実施している状況にあり、減額調整措置については、6月に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランの中で見直しを含め検討し、年末までに結論を得ることとしております。

社会保障審議会医療保険部会での意見としては、直ちに減額調整措置を廃止し、廃止で生じる地方の財源は、子育て支援等の少子化対策の推進に充てるべきとするものや、減額調整措置を廃止して全国一律の制度の構築を求める意見、また、減額調整の廃止対象は、全市町村が実施している未就学児までとすべきなどの意見が出されたところであります。

佐藤議員がおっしゃるとおり、当町においても未就学児の医療費助成を行うことにより、療養給付費負担金と調整交付金で減額調整されておりますので、このような措置は廃止してもらいたいと思いますし、子どもの医療費助成については、本来的には国が統一的な制度を構築して実施すべきとの認識をしております。

全国町村会や全国知事会などで組織する国保関係9団体は、減額調整措置を早急に廃止し、全国一律の制度を構築するよう強く求めているところであります。

今後、当町いたしましても、こうした制度改正についての要望は、町村会などと連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

子どもの医療費助成については、平成26年10月から未就学児の医療費を完全無料化しておりますが、対象の拡大については、先ほど申しました社会保障審議会医療保険部会での動向などを見極めながら考えてまいりますので、よろしく願いをいたします。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） ぜひともその辺は国に強く要請していただきたいと思います。

子どもの医療費助成については、なかなか進展のお答えはいただけないわけですが、そうすると住民の要求が置き去りにされている状況になります。皆さんにも可愛いお孫さんがいらっしゃる方がいると思います。やはりお子さんが健やかに成長することが家族の幸せであり、町の幸せだと思います。確かに医療費助成は継続する予算であり、大変重荷に思うかもしれませんが、それをやっていないから八雲町は財政が安定をしているのかもしれませんが。ただ、住民の要求としては先ほど牧野町議が言われたように第2位になっている。そしてですね、八雲町の15歳以下の、中学生卒業までのお子さんというのが、だいたい約2,000人ほどいるんですけれども、総合病院に昨年1年間の小児科外来受診者数を聞いてみました。これは延べ人数ではなくて、実人数だということです。で、これが小学校

上がる前のお子さんが 688 人、実に約 95%のお子さんが小児科にかかっています。それから小学生は 549 人、これは約 70%です。中学生では 176 人、これが約 42%。全くの概算であり、ズレているところもあると思いますが、やはりかなりの利用者があるということです。で、症例別に聞いてみたところ、アトピーなど皮膚科受診は 40 名、ぜんそく受診件数は 68 人、副鼻腔炎受診件数は 324 人、アレルギー性鼻炎受信にいたっては 413 人。これだけのお子さんが 1 年間に総合病院にかかっています。そして入院患者は個別でなくて延べ人数なんですけれども、同じ子が何回か 1 年間のうちに入院しているという数字ですが、小学校上がる前のお子さんは 168 人、小学生は 31 人、中学生は少なくなって 9 人です。これだけの利用者がいます。で、この他に眼科や整形や歯科、そういったものも、元気な子でも眼科や歯科にはよくかかることと思います。

また、総合病院だけでなく八雲町外の病院にかかっている、または牧田さんや遊楽部医院など他の病院にかかっているお子さんもいるでしょう。そうした数を考えるとかなりの受診者数が 15 歳以下ではいるわけです。これだけのお子さんを持つ家庭が医療費助成をしてほしいよと言っているわけです。その声に応えなくてもいいんですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） この医療費は本当に各議員から質問が何回かありながらですね、答弁をしまいいりましたけれども。大変難しいというかですね、八雲総合病院を持つ、ある議員からは、八雲町内の病院に通えるようなそんな支援ということも聞いておりますし、また全体的には函館の病院にかかっても札幌の病院にかかっても出した方がよいという方と、いろいろといるわけでありまして。先ほど申したとおりですね、医療費を無料にするということは 1 年、2 年で止められるような事業ではありませんので、しっかりと財源を見据えながら将来を見据えて進めてまいりたいと思いますので、もう少し時間をいただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いをいたします。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 町民の要求である、そのお子さんを持つ保護者だけではなくて、家族全体の要求でもあると思うんですね。町民の声を大きくしていくために私も努力していきたいと思います。ぜひとも、お考えいただきたい、全町で考えていただきたいと思えます。

それでは、3 番目に行きたいと思えます。就学援助制度の拡充を求める質問です。（1）苫小牧で就学援助制度の入学準備金の支給が 3 月に実施されることになりました。全道では初めての試みです。この動きは貧困対策として広がっていくことになると思います。八雲町でも実施に向けて動き出してはどうでしょうか。（2）PTA 会費、生徒会費、クラブ活動費の支給が全道的に広がっております。八雲ではなかなか支給に踏み切れないでいますが、その理由は何ですか。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） 佐藤議員の就学援助制度の拡充を求めるとの質問に、まず、私の方から答弁致します。

1点目の入学準備金の3月支給につきましては、本年第2回定例会の一般質問の中で、対象世帯の所得判定が前々年度のものになることから、前年度の所得を基準に認定している現在の方法との乖離の解消などに課題があると答弁申し上げたところです。

この度、佐藤議員から紹介のあった苫小牧市は、中学校の新入生のみを対象としており、保護者の申告による所得で判定し、3月に入学準備金を支給。その後、所得が確定し基準を超えていた場合や転出等により対象者でなくなった場合は、返還を求めるという方法をとるとのことでございます。

また、入学準備金の3月支給を実施するという他の自治体の中には、入学準備金と他の就学援助費目を分けて手続きをするという方法をとる所も現れており、入学準備金は、入学年度の前年秋に申請を受け、前年度の所得で認定。学用品等のその他の援助費目は、入学後に改めて就学援助の申請を受け、現在と同様に入学年度の前年度の所得で認定をするという方法であります。

いずれの方法もメリット・デメリットはございますが、やり方を工夫することにより3月支給を実施することは不可能ではないと、そのように考えますので、その方法について引き続き検討させていただきたいと思っております。

2点目のPTA会費、生徒会費、クラブ活動費の支給についても6月定例会で答弁しておりますが、費目の追加や認定基準の引き上げについては、財源の問題もあり、現時点では難しいと考えているところです。以上です。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは私の方から、佐藤議員の就学援助制度の拡充を求めるとの質問にお答えします。

1点目の入学準備金の3月支給につきましては、佐藤議員から紹介のあった苫小牧市のやり方を含め、援助を必要とする保護者が必要とする時期に支給を受けることが望ましいと考えており、適切な方法で実施可能であるなら実施ができるよう、教育長からの答弁のとおり、教育委員会に検討させますので、よろしくお願いたします。

2点目の費目の追加については、6月定例会の一般質問でも答弁しておりますが、義務教育は国の責任において行われることが基本であると私は考えており、八雲町の財政も厳しい状況にありますので、基準の引き上げを含めて、今のところ実施は予定しておりません。全道的に広がっているとお話ですが、渡島管内にあっては、実施している市・町はまだ少数でございますし、もしばらく管内の状況もみてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） （1）に関しては大変喜ばれると思います。俱知安町でもやっていることが最近分かりましたので、是非参考にして推し進めていただきたいと思います。

（2）に関してですが、やっぱり他の町村の様子を見てみるということでもあります。資料はお渡ししていると思いますが、近隣では森町が3つともやっております。あとは木古内でも3項目、知内で2項目、生徒会費、PTA会費等の助成が行われており、上ノ国町、厚沢部町でも3項目、奥尻町でも3費目、瀬棚町でも行われております。これも他がやっているから八雲がやらなければならないというものでは勿論ありません。是非、低所得のお子さん達のために考えていただきたいことでもあります。クラブ活動費では全道では100自治体が助成を行っております。生徒会費は同じく100です。PTA会費においては116と少し数字が大きくなっております。これは生活保護のお子さんはこれらが、保障されていると思うのですが、厚生労働省でもこの3費目、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を是非予算に盛るようにと、交付税措置がちゃんとしてあるからという通知がきていると思います。

前向きに考えていただきたいので、再度お伺いいたします。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） ただいま佐藤議員が申されたように、国の方からこの3費目については積極的に支援するようという通知もいただいております。

しかしながら、八雲町の現在の状況について先ほど回答を申しましたけれども、4月から熊石第1中学校と第2中学校が統合されて、熊石中学校となるわけで、これらの3費目についても新たに統一されることとしますので、それらの状況の把握、また、各中学校の3費目の額の妥当性について校長会等でも十分に協議をするとともに、その支給の実現について前向きに検討をしてまいりたいと考えております。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 是非、ご検討をいただき、これらを加えていただきたいと思います。

では、最後の質問に移ります。ピロリ菌検査と除菌、中学生へ助成をということで質問をさせていただきます。将来の胃がん予防のため、中学生を対象にピロリ菌の検査・除菌に助成する自治体がでてきました。世界保健機関は2014年、胃がんの8割はピロリ菌感染が原因と発表しました。中学生以降で早期の除菌が望ましいという提言により、検査だけでなく確実に除菌が行われるように助成施策が進んでおります。メリット、デメリットを生徒や保護者に向けて説明する必要が勿論ありますが、将来の胃がんを防ぐために当町でも中学生を対象に助成事業を行ってはいかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員の四つ目の質問にお答えいたします。

ピロリ菌が胃粘膜に感染すると、100%の人が胃に炎症を起こすことが確認されていますが、ほとんどの人は炎症を自覚しておりません。長い期間炎症が続くと、2～3%の人に胃炎や胃潰瘍を発症し、その後0.4%とごく一部の人ではありますが、将来的に胃がんになる事も報告されております。

ピロリ菌は、胃酸分泌や胃粘膜の防御機能が未熟な5才以下の幼少期に感染すると言われておりますが、衛生環境が整った現代は、昔のように沢水や井戸水を飲むことでの感染はなく、母親など家族からの口移しなどにより、感染することが多いとみられております。

ピロリ菌に感染しているとしても、まだ感染初期で炎症の程度が軽い若い年齢の人ほど、除菌による胃がんの予防効果が高いことから、中学生でピロリ菌検査をし、自身がピロリ菌に感染しているかどうかを確認する機会があることは、とても重要なことであります。そのため、全道や全国的に中学生を対象にピロリ菌検査を実施している自治体が増えております。

八雲町でも、渡島医師会が取り組む「胃がん撲滅プロジェクト事業」により、平成27年度から学校検診に合わせ、中学2年生の希望者を対象に尿中ピロリ菌検査を実施してまいりました。

平成27年度の実診率は48.9%にとどまったものの、平成28年度は90.2%の生徒が検査を行っており、ピロリ菌検査に対する理解が定着してきたものと考えております。

平成27年度、28年度の2年間は、渡島医師会が検査費用を負担していることから無料で検査を実施してきましたが、渡島医師会による費用負担が今年度で無くなることから、平成29年度からは町単独事業として、引き続き中学2年生の希望者を対象に学校健診に合わせて実施することで考えております。

議員からご質問がありました、検査だけではなく確実に除菌が行われるような助成施策であります。除菌の助成事業についてですが、二次検査によりピロリ菌に感染しているとの結果が出た際、生徒と保護者は医師と面談し、医師から直接除菌のメリットとデメリットを説明されますが、一般的に言われている除菌のメリットとしましては、慢性的な胃炎や胃潰瘍の予防や改善の効果があることと、一番重要とされていることとして胃がんの予防策となることであります。

また、デメリットとしましては、除菌する際に服用する除菌治療薬の副作用で、下痢、軟便、アレルギー、頭痛、味覚異常、血便となる場合があることが挙げられております。薬の副作用は、服用が終了されると治まりますが、その他のデメリットとして、除菌による胃酸分泌亢進により、逆流性食道炎になりやすくなることがあります。そのため、将来的に胃がんになるリスクは低くなるものの、食道がんになるリスクが高くなるのが心配されております。

国立がん研究センターの検診部長は、除菌する人が増加すると、確率的に重い副作用を発症する人も出てくる可能性は否定できない。感染しているが、無症状の健康な人への積極的な除菌は、無用な害を与える恐れがある。と指摘しています。

ピロリ菌検査の相談窓口となっている八雲総合病院としても、感染が認められた生徒や

保護者には、メリットとデメリットを十分説明し、除菌に対する生徒や保護者の方の判断を尊重して対応しております。

町としましても、除菌にはメリットだけではなく、これらのデメリットがあることを踏まえ、積極的に除菌を推奨することを避けることから、除菌費用を助成することは、今現在考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） ピロリ菌検査は無料で行われてきたということで大変よいことだと思いますが、その結果ですね、陽性は何名くらいいたか分かりますか。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） それでは27年度、28年度につきましては、渡島医師会の事業でやってきておりますので私の方からご答弁申し上げますが、一時検査で陽性を疑われた人数といいますか、パーセントにつきましては、10%前後、約1割と、2年間そのような数字でございます。

○1番（佐藤智子君） 両年合わせて。

○学校教育課長（荻本和男君） 毎年というか、2年とも10%強の数字ということです。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） その陽性のお子さん達で、実際に除菌までやったという報告は受けてはいるんでしょうか。受けているとしたら、その何%というか、その数字が分かりましたらお知らせください。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） その後の除菌の状況までは報告を受けていないものから、掌握はしておりません。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 除菌したよというところまで受けた方がいいかと思えますけれども。そのようなお考えはないですか。今後。

○議長（能登谷正人君） 報告という事でしょ、受けた人から。

○1番（佐藤智子君） 学校単位で。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） 除菌までという議員さんのお考えですけども、我々も先ほど町長が答弁しましたように医師の方からメリット・デメリットを伝えていただきながら、あくまでも保護者、本人の判断によって行うべきだと、そのように考えております。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 除菌までの費用は持たないという理由は、教育長さんと町長さんからの答弁でよく分かりました。

ピロリ菌検査を今後町単費で持っていくということも大変大事なことだと思います。で、その際に先ほど言われたようなデメリットも話をして、除菌するかどうかということも重々考えるようにこれからもお話をしていくと思いますけれども、実際にそのようにされているのかどうか、お聞きして終わりにしたいと思うんですけれども。よろしくお願ひします。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 今の除菌の説明についてなんですけれども。先ほど町長の答弁の中にもありましたとおりですね、この除菌に関しては医者からの説明ということに、八雲総合病院でもそういうふうにしておりますので、我々からということではなくて、医師からの説明というふうにもやっておりますので、今後もそのような形で説明をしていくこととなります。よろしくお願ひします。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） お医者さんからののは勿論ですけれども、ピロリ菌検査を受ける時点でそのことも含めて学校関係では説明していった方がいいと思うんです。その辺のお考えをお聞かせください。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） 27年度にピロリ菌検査を学校検診で始めるにあたってですね、渡島医師会の方で、はぴあを会場に全町民を対象にした説明会等をやっていますね、ピロリ菌検査の有効性について保護者に対する説明会もやっております。教育委員会として学校の校長や養護の先生を含めてですね、ピロリ菌検査については当時総合病院の医師にも来てもらって、その内容について説明・周知・理解をしてもらいながら、この間進めてきているという状況でございます。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） これからも住民の健康増進のためにそうした施策をやっていっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

◎ 延会の議決

○議長（能登谷正人君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 延会宣告

○議長（能登谷正人君） 本日はこれをもって延会いたします。

[延会 午後 3時59分]